

平成18事業年度に係る業務の実績
に関する報告書（資料編）

平成19年6月

国立大学法人
上越教育大学

「各法人共通の資料・データ一覧」

(1) 業務運営の改善及び効率化

○法人としての総合的な観点から戦略的・効果的な資源配分が行われているか。(資料1関係)

確認事項	いる	いない
学長等の裁量の予算、定員・人件費を設定しているか。(平成18年度実績)	○	
助教の配置に向けた検討が行われているか。(平成18年度実績)	○	
(添付資料)	有	無
1-1. 学長等裁量予算、定員・人件費の配分方針	○	
1-2. 学長等裁量分の額、人数、配分方法(決定体制を含む)、配分対象	○	
1-3. 助教の配置に向けた検討状況が確認できる資料	○	

○法人内における資源配分に対する中間評価・事後評価を行い、必要に応じて資源配分の修正が行われているか。(資料2関係)

確認事項	いる	いない
法人内における資源配分が適切かつ効果的に行われたかどうかを検証する仕組みが整備されているか。(～平成18年度)	○	
資源配分に関して中間・事後評価が実施されたか。(平成18年度実績)	○	
評価結果を踏まえた配分見直しの検討を行っているか。(平成18年度実績)	○	
(添付資料)	有	無
2-1. 中間・事後評価実施規程等、体制の整備が確認できる資料	○	
2-2. 評価の実施状況や評価実績等が確認できる資料	○	
2-3. 資源配分方針、配分実績が確認できる資料、見直しを行っていれば見直し状況が確認できる資料	○	

○外部有識者の積極的活用を行っているか。(資料3関係)

確認事項	ある・いる	ない・いない
学外委員からの法人運営に関する意見があったか。(平成18年度実績)	○	
〃 (平成18年度実績) について法人内で検討しているか。	○	
〃 (平成18年度実績) で具体的に改善した事柄はあるか。	○	
経営協議会において、法令で規定されている以下の審議事項が審議されているか。(平成18年度実績)	事前審議	事後審議・報告 審議なし
平成19年度予算	○	
平成17年度決算	○	
中期目標・中期計画の変更		○
年度計画の策定・変更	○	
役員報酬規程・退職手当規程の変更	○	
その他会計規程、学則等の変更	○	
(添付資料)	有	無
3-1. 経営協議会の議事録又は議事要旨 (平成18年度における経営協議会の開催回数 4回)	○	
3-2. 経営協議会の学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した、主な取組事例	○	
3-3. 経営協議会で学外委員からの意見を積極的に取り上げるための体制・取組例	○	

○監査機能の充実が図られているか。（資料4関係）

確認事項	ある・いる	ない・いない
監事監査計画に基づく監事監査（業務監査・会計監査）が実施されているか。（平成18年度実績）	○	
監査の結果、監事からの指摘事項があったか。（平成18年度実績）		○
監事からの指摘事項で具体的に改善した事柄はあるか。（平成18年度実績）		○
事務局から独立した監事補佐体制は整備されているか。（平成18年度実績）	○	
内部監査計画に基づく内部監査が実施されているか。（平成18年度実績）	○	
（添付資料）	有	無
4-1. 監事監査計画書及び監事監査報告書	○	
4-2. 監事の指摘事項を法人運営の改善に活用した、主な取組事例		○
4-3. 内部監査・計画書及び内部監査報告書	○	
4-4. 内部監査の指摘事項を法人運営の改善に活用した、主な取組事例		○

○従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。（資料9-1関係）

確認事項	ある・いる	ない・いない
評価委員会の評価結果（課題として指摘された事項）を検討・反映したか。	○	
（添付資料）	有	無
9-1-1. 平成17年度評価結果で課題として指摘された事項及びそれに対する平成18年度の対処の有無の一覧表	○	
9-1-2. 評価結果の検討・反映の具体的内容及び裏付け資料	○	

（2）財務内容の改善

○財務内容の改善・充実が図られているか。（資料5関係）

確認事項	いる	いない
部局等の自己収入増加についてインセンティブを付与しているか。（平成18年度実績）	○	
随意契約に係る情報公開等を通じて契約の適正化を図っているか。（～平成18年度）	○	
（添付資料）	有	無
5-1. 部局の外部資金受入額の予算配分への反映によるインセンティブ付与の内容がわかる資料	○	
5-2. 随意契約に係る情報公開の取組	○	
5-3. その他、随意契約の適正化に向けた取組	○	

○人件費等の必要額を見通した財政計画の策定や適切な人員管理計画の策定等を通じて、人件費削減に向けた取組が行われているか。（資料6関係）

確認事項	いる	いない
平成18年度における人件費削減にかかる取組が、年度計画を達成しているかどうか。	○	
（添付資料）	有	無
6-1. 人件費削減計画及び削減実績	○	

○従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。（資料9-2関係）

確認事項	ある・いる	ない・いない
評価委員会の評価結果（課題として指摘された事項）を検討・反映したか。		○
（添付資料）	有	無
9-2-1. 平成17年度評価結果で課題として指摘された事項及びそれに対する平成18年度の対処の有無の一覧表		○
9-2-2. 評価結果の検討・反映の具体的内容及び裏付け資料		○

(3) 自己点検・評価及び情報提供

○従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。(資料9-3関係)

確認事項	ある・いる	ない・いない
評価委員会の評価結果(課題として指摘された事項)を検討・反映したか。		○
(添付資料)	有	無
9-3-1. 平成17年度評価結果で課題として指摘された事項及びそれに対する平成18年度の対処の有無の一覧表		○
9-3-2. 評価結果の検討・反映の具体的内容及び裏付け資料		○

(4) その他の業務運営に関する重要事項

○施設マネジメント等が適切に行われているか。(資料7関係)

確認事項	いる	いない
施設マネジメントの実施体制が整備され活動が行われているか。(平成18年度実績)	○	
長期的な視点に立ったキャンパス計画等を策定し一貫性をもって施設の整備が行われているか。(～平成18年度)	○	
施設・設備の有効活用が行われているか。(平成18年度実績)	○	
施設の維持管理が計画的に行われているか。(平成18年度実績)	○	
省エネルギー対策等の推進や温室効果ガス排出削減などの環境保全対策に関する取組が行われているか。(～平成18年度)	○	
(添付資料)	有	無
7-1. 施設マネジメントの体制・活動状況	○	
7-2. 中長期的な視点に立ったキャンパス計画等の策定状況	○	
7-3. 既存施設・設備の有効活用への取組状況	○	
7-4. 共同利用スペースの確保状況	○	
7-5. 施設の維持管理の計画及び実施状況	○	
7-6. 環境保全対策の取組状況	○	

○危機管理への対応策が適切にとられているか。(資料8関係)

確認事項	全学有	特定部局有	無
災害、事件・事故、薬品管理等に対する予防的措置が講じられているか。(～平成18年度)	○		
研究費の不正使用防止のための体制、ルールを整備しているか。(～平成18年度)	○		
(添付資料)	有	無	
8-1. 安全衛生講習の実施、予防訓練、啓発活動等、事件・事故防止に向けた取組	○		
8-2. 研究費の不正使用防止のための体制、ルールの整備状況	○		

○従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。(資料9-4関係)

確認事項	ある・いる	ない・いない
評価委員会の評価結果(課題として指摘された事項)を検討・反映したか。		○
(添付資料)	有	無
9-4-1. 平成17年度評価結果で課題として指摘された事項及びそれに対する平成18年度の対処の有無の一覧表		○
9-4-2. 評価結果の検討・反映の具体的内容及び裏付け資料		○

国立大学法人上越教育大学の大学教員の人事方針

平成18年3月15日
教育研究評議会

上越教育大学の理念・目的を最適に実現するとともに教育研究の一層の向上を目指し、大学教員人事に係る基本方針を定めるものとする。

- 1 教育に関する臨床的研究の推進とその成果に基づいて優れた教育実践力を有する教育者の養成と現職教員の資質向上への取組が円滑に進むよう、教員人事は大学全体で行うものとする。
 - (1) 柔軟な教育研究組織を基本に、教育・研究指導，研究等，機能や目的に応じ，柔軟で多様な人事を行うものとする。
 - (2) 教員の流動性を高め，教育・研究・社会貢献の高度化と活性化を図るものとする。
 - (3) 学校現場と密接に結びついた実践的な大学であることから，学校現場における教育経験を有する者の雇用促進を図るものとする。
 - (4) 国内外を問わず優れた人材の確保及び男女共同参画社会の実現に向け，外国人及び女性の雇用促進を図るものとする。
- 2 教育研究活動の不断の活性化，教員人事の客観性及び透明性を高めるため，教員人事はシンプルで明確な基準によって管理するものとする。
 - (1) 教員の採用及び昇任等（以下「選考」という。）は，本学の理念・目的に沿って行うものとする。
 - (2) 教員の選考に当たっては，学長が選考の目的・理由を明確にし，教育研究評議会に発議して行うものとする。
 - (3) 教員の採用は，原則として公募とする。
 - (4) 教員候補者の選考は，教授以上を構成員とする教授会（以下「人事教授会」という。）に置く教員選考委員会が候補者を決定し，人事教授会の議を経て，教育研究評議会が行うものとする。
 - (5) 教員の選考に当たっては，履歴，研究業績，教育業績，社会貢献，教育や研究に対する今後の展望等を多面的に評価するとともに，面接，授業，講義録等により，教育の能力を具体的に評価するものとする。
 - (6) この方針に沿った教員選考基準を作成し，公開するものとする。

平成18年度上越教育大学競争的教育研究資金の配分基準（抜粋）

平成18年9月13日
教育研究評議会決定

1 目的

この基準は、単科大学である本学の特性を十分に生かしつつ、多様で柔軟な教育研究実施体制を確立し、競争的環境の醸成に努め、教育・研究をより活性化することを目的とする。

2 中期目標・中期計画等における用語の定義等

(1) 「教育・研究指導」とは、本学の基本的目標に合致した人材を養成するために、大学院学生・学部学生・研究生等に対して行う教育上および研究上の指導・助言活動を指すものとする。

(2) 「教育に関する臨床研究」とは、狭義には学校教育をはじめ、社会教育を含む教育・生涯学習などさまざまな学習場面に臨み、その過程、組織、教材、メディア等を対象とする研究活動を指すものとする。また、この狭義の「教育に関する臨床研究」を支える目的を持った基礎的・開発的・応用的研究は、広義の「教育に関する臨床研究」と位置づけることができる（中期計画137項参照）。

なお、これら二者を区分する際は、「教育に関する臨床研究（狭義）」と「教育に関する臨床研究（広義）」と表記する。

(3) 「地域貢献等」とは、上越教育大学を中心とし、本学の機能によって結びついている地域に対する本学の知的・人的資源による貢献を指すものとする。

本学は総合的な知的・人的資源を擁しており、その機能が多様である。本学を中心に本学の機能によって結びついている地域は多重構造をなし、個々の地域ごとに構成要素と空間的な広がりは様々である。

具体的な「地域貢献等」には、以下の事項が相当する。

- ① 大学が組織的に外部に貢献する活動（コンサルテーション事業、公開講座、出前講座、危機管理上設定される事業）
- ② その他、大学の目的にあった学内外の事業への参加や貢献等、該当事項として認定した内容

3 資源配分の方針

(1) 中期計画144項については、大学の基本的な目標に基づいた教育に関する臨床研究の推進を眼目として行う。研究と教育・研究指導を教育に関する臨床研究の側面から評価し、資源を配分するものとする（以下「評価区分144」という。）。各教員は、該当する評価対象事項を教育に関する臨床研究との関連で申告し、評価を受けるものとする。

(2) 中期計画147項については、教育に関する臨床研究（広義）の成果・効果の教育現場へのフィードバックの側面から評価し、更に各教員の研究状況に関する評価を含めることとし、各講座・分野毎に策定される評価基準に基づき実施し、資源を配分するものとする。（以下「評価区分147」という。）

(3) 中期計画206項については、教育に関する臨床研究を含めて、広く本学の教育・研究指導、地域貢献等を評価するものとする。（以下「評価区分206」という。）

4 財源及び配分予算科目

- (1) 財源は、学長裁量経費から5,000千円及び教育研究教員経費を充てるものとし、予算枠は、教育研究評議会の専門委員会である配分予算検討委員会（以下「配分予算検討委員会」という。）で決定するものとする。
- (2) 各評価区分における配分比率については、資源全体を100%としたとき、評価区分144と評価区分147の「I教育に関する臨床研究（広義）の成果・効果を教育現場へのフィードバックで評価」に25%、評価区分147の「II講座・分野別研究評価」に30%、評価区分206の「I教育・研究指導」に25%、評価区分206の「II地域貢献等」に20%とするものとする。
- (3) 各教員への配分予算科目は、教育研究教員経費とし、経費の執行は、既に配分済みの教育研究教員経費と合わせ執行ができるものとする。

5 申告書

- (1) 評価区分144と評価区分206-Iに係る申告書は、別紙1のとおりとする。
- (2) 評価区分147に係る申告書は、別紙2-1及び別紙2-2のとおりとする。
なお、別紙2-2の学内共通の区分・事項に基づく評価基準を各講座・分野において検討し、学長の承認を得るものとする。
- (3) 評価区分206-IIに係る申告書は、別紙3のとおりとする。

6 審査方法及び配分

- (1) 147-II：講座・分野別研究評価の配分額の算出にあたっては、各教員からの申告に基づく積算ポイントを基に、各講座・分野における平均ポイントを算出し、平均ポイントが100となる係数を各講座・分野毎にもとめ、この係数により各教員の積算ポイントを改定し、改定された積算ポイントにより、各教員の配分額を算出する。
- (2) 競争的教育研究資金の配分に関して必要な事項は、配分予算検討委員会において検討を行うものとする。
- (3) 各教員への配分額は、各教員からの申告に基づき、学長が配分額を決定するものとする。

学長裁量分の予算及び人員、配分方法、配分対象

(1) 学長裁量経費（学長裁量分の予算）

予 算 額： 49百万円

配分方法： 全学的な視点から教育研究の活性化や大学運営の改善等を図るため、学長の判断により必要な経費を適宜配分。

配分対象： 下記のとおり。

配分対象事項	予算配分額	備 考
教育研究活性化	15百万円	学校現場・地域との交流拠点の整備、大学教員への競争的教育研究資金の配分、大学施設の有効活用の促進等
教育研究環境等充実	15百万円	大学院生研究室の整備、教育研究設備の整備、遠隔教育システムの整備等
副学長等の裁量経費	4百万円	萌芽的研究プロジェクトの支援、大学間交流協定に関する調査訪問等
特別事業	1百万円	教職に関する講演会の実施、「上越はつらつ元気塾」の実施等
その他の事項	14百万円	学生専用駐車場の整備、教職大学院の設置準備等

(2) 学長裁量の配置人員

学長裁量分の人数 17人

- ・ 教員人事は、学長一括管理である。
- ・ 各講座等へ配置している員数のうち、大学院の設置基準等を参考にして学内で合意されている基準人数を上回る分の人数のうち、平成18年度は17人配置した。

人員の配置方法

- ・ 学長は、全学的な視野に立ち、必要な教員を配置。
- ・ その際、学長は、教育研究評議会へ教員選考を発議し決定。

上越教育大学の新教員組織整備に係る基本方針

〔平成18年9月20日〕
役員会決定

1 本学において設置する大学教員の職と職務内容

(1) 職種

本学に設置する職は、「教授」、「准教授」、「講師」、「助教」及び「助手」（ここでは改正前の助手との混同を避けるため、以下「新助手」という。）とする。

(2) 職務内容

教員の職務内容は、基本的に改正学校教育法の規定に基づくものとする。

2 各職の資格要件と役割分担

(1) 資格要件

各職の資格要件は、改正大学設置基準に基づくものとする。

(2) 役割分担

各教員がそれぞれの役割分担及び連携のもとで、組織的に教育研究活動を展開することができるよう十分配慮するものとする。

3 現職者の扱い

(1) 「教授」、「准教授」及び「講師」

現在の教授、助教授及び講師を、それぞれ、新職の教授、准教授及び講師に移行させる。

(2) 「助教」及び「新助手」

現在の助手は、その職務内容及び資格要件により、「助教」又は「新助手」に移行させる。

4 処遇等（給与、任期）

(1) 給与等

給与・諸手当は、職務内容等に応じたものとし、就業規則等の改正を行う。

(2) 任期

「助教」については、任期制を前提に検討を行うものとする。

5 教員の配置

(1) 平成19年度

改正学校教育法の施行日である平成19年4月1日をもって、現在の「教授、助教授、講師及び助手」を「教授、准教授、講師、助教及び新助手」に切り替える。

また、平成19年度の課程認定の申請に当たっては、助教を専任教員としない。

(2) 平成20年度以降

各職ごとの職務内容、役割分担及び位置付け等を考慮し、本学における教育研究上の組織編成上、適切な教員を配置する。

第44回教育研究評議会議事要旨（抜粋）

日 時 平成19年3月22日（木） 16:20～19:20
場 所 大会議室
出 張 者 東評議員

議 事

4 助教の任期制導入

学長から、同任期制の導入について提案説明があり、助教の任期は3年とし、特に必要があると認めるときは3年を超えない範囲内で任期を更新することとして、承認された。また、学長から、国立大学法人上越教育大学の助手の選考及び職務に関する申合せの廃止について提案説明があり、承認された。

資源配分に対する中間・事後評価に関する体制

競争的教育研究資金については、大学評価委員会の下に設置する資源配分基準検討ワーキンググループが配分基準の検討・策定に当たり、配分予算検討委員会が各教員からの申告書等を取りまとめの上、学長が配分を決定している。

配分基準策定に当たっての流れは以下のとおりである。

資源配分基準検討ワーキンググループ

- ・前年度の配分状況及び配分終了後の各講座等からの意見を検証
- ・資源配分基準素案の策定



大学評価委員会 及び 教育研究評議会

- ・資源配分基準案の提示



各講座等への意見照会



教育研究評議会

- ・資源配分基準決定



配分予算検討委員会

- ・各教員の申告書とりまとめ



学 長

- ・評価の実施，配分額の決定，予算配分



各講座等への意見照会

平成18年度上越教育大学競争的教育研究資金の配分基準について(案)

(抜粋)

平成18年9月14日
上越教育大学長決定
教育研究評議会決定

1 目的

この基準は、単科大学である本学の特性を十分に生かしつつ、多様で柔軟な教育研究実施体制を確立し、競争的環境の醸成に努め、教育・研究をより活性化することを目的とする。

2-3 中期目標・中期計画等における用語の定義等

- (1) 「教育・研究指導」とは、本学の基本的目標に合致した人材を養成するために、大学院学生・学部学生・研究生等に対して個別に行う教育上および研究上の指導・助言活動を指すものとする。
- (2) 「教育に関する臨床研究」とは、狭義には学校教育をはじめ、社会教育を含む教育・生涯学習などさまざまな学習場面に臨み、その過程、組織、教材、メディア等を対象とする研究活動を指すものとする。また、この狭義の「教育に関する臨床研究」を支える目的を持った基礎的・開発的・応用的研究は、広義の「教育に関する臨床研究」と位置づけることができる(中期計画137項参照)。
なお、これら二者を区分する際は、「教育に関する臨床研究(狭義)」と「教育に関する臨床研究(広義)」と表記する。
- (3) 「地域貢献等」とは、上越教育大学を中心とし、本学の機能によって結びついている地域に対する本学の知的・人的資源による貢献を指すものとする。
本学は総合的な知的・人的資源を擁しており、その機能が多様である。本学を中心に本学の機能によって結びついている地域は多重構造をなし、個々の地域ごとに構成要素と空間的な広がりは様々である。例えば、公開講座を実施する機能は、当該講座出席者が居住可能な領域にしか及ばないので上越市およびその近傍に限られるが、国際的な活動に参画する機能は全世界をも本学に結び付けるものである。「地域貢献」ではなく「地域貢献等」と規定されていることから、このような認識を採用する。
具体的な「地域貢献等」には、以下の事項が相当する。
 - ① 兼業許可を受けた活動
 - ② 大学が組織的に外部に貢献する活動(コンサルテーション事業、公開講座、出前講座、危機管理上設定される事業)
 - ③ その他、大学の目的にあった学内外の事業への参加や貢献等、該当事項として認定した内容

3-2 資源配分の方針

- (1) 中期計画144項については、大学の基本的な目標に基づいた教育に関する臨床研究の推進を眼目として行う。研究と教育・研究指導を教育に関する臨床研究の側面から評価し、資源を配分するものとする(以下「評価区分144」という)。各教員は、該当する評価対象事項を教育に関する臨床研究との関連で申告し、評価を受けるものとする。
- (2) 中期計画147項については、教育に関する臨床研究(広義)の成果・効果の教育現場へのフィードバックの側面から評価し、更に各教員の研究状況に関する評価を含めることとし、各講座・分野毎に策定される評価基準に基づき実施し、資源を配分するものとする。(以下「評価区分147」という。)

- (3-2) 中期計画206項については、教育に関する臨床研究を含めて、広く本学の教育・研究指導、地域貢献等を評価するものとする。(以下「評価区分206」という。)
- (3) ~~競争的環境を醸成するために平成13年度から実施している教育研究支援経費のうち各講座・分野別評価分における研究区分の事項については、教育研究支援経費講座・分野別研究評価として、従来どおり評価を実施するものとする。~~

4 財源及び配分予算科目

- (1) 財源は、学長裁量経費から5,000千円及び教育研究教員経費を充てるものとし、予算枠は、教育研究評議会の専門委員会である配分予算検討委員会(以下「配分予算検討委員会」という。)で決定するものとする。
- (2) 各評価区分における配分比率については、資源全体を100%としたとき、評価区分144と評価区分147の「I教育に関する臨床研究(広義)の成果・効果を教育現場へのフィードバックで評価」に25-28%、評価区分147の「II講座・分野別研究評価」に30%、評価区分206の「I教育・研究指導」に25-28%、評価区分206の「II地域貢献等」に20-24%、教育研究支援経費講座・分野別研究評価に20%とするものとする。
- (3) 各教員への配分予算科目は、教育研究教員経費(教育研究支援経費)とし、経費の執行は、既に配分済みの教育研究教員経費と合わせ執行ができるものとする。

5 申告書

- (1) 評価区分144と評価区分206-Iに係る申告書は、別紙1のとおりとする。
- (2) 評価区分147に係る申告書は、別紙2-1及び別紙2-2のとおりとする。
なお、別紙2-2(教育研究支援経費講座・分野別研究評価に係る申告書)の学内共通の区分・事項に基づく評価基準(実績評価期間を含む。)を各講座・分野において検討し、学長の承認を得るものとする。
- (3-2) 評価区分206-IIに係る申告書は、別紙3-2のとおりとする。
- (3) ~~教育研究支援経費講座・分野別研究評価に係る申告書は、別紙3の学内共通の区分・事項に基づく評価基準(実績評価期間を含む。)を各講座・分野において検討し、学長の承認を得るものとする。~~

6 審査方法及び配分

- (1) 各教員への配分額は、各教員からの申告に基づき、学長が配分額を決定するものとする。
- (2) 教育研究支援経費講座・分野別研究評価の配分額の算出にあたっては、各教員からの申告に基づく積算ポイントを基に、各講座・分野における平均ポイントを算出し、平均ポイントが100となる係数を各講座・分野毎にもとめ、この係数により各教員の積算ポイントを改定し、改定された積算ポイントにより、各教員の配分額を算出する。
- (3) 競争的教育研究資金の配分に関しては、配分予算検討委員会が行うものとする。

7 その他

この基準に定めるもののほか、競争的教育研究資金の配分に関し必要な事項は、学長が別に定める。

平成18年度上越教育大学競争的教育研究資金の配分基準について(案)

(抜粋)

平成18年9月14日
上越教育大学長決定
教育研究評議会決定

1 目的

この基準は、単科大学である本学の特性を十分に生かしつつ、多様で柔軟な教育研究実施体制を確立し、競争的環境の醸成に努め、教育・研究をより活性化することを目的とする。

2-3 中期目標・中期計画等における用語の定義等

- (1) 「教育・研究指導」とは、本学の基本的目標に合致した人材を養成するために、大学院学生・学部学生・研究生等に対して個別に行う教育上および研究上の指導・助言活動を指すものとする。
- (2) 「教育に関する臨床研究」とは、狭義には学校教育をはじめ、社会教育を含む教育・生涯学習などさまざまな学習場面に臨み、その過程、組織、教材、メディア等を対象とする研究活動を指すものとする。また、この狭義の「教育に関する臨床研究」を支える目的を持った基礎的・開発的・応用的研究は、広義の「教育に関する臨床研究」と位置づけることができる(中期計画137項参照)。
なお、これら二者を区分する際は、「教育に関する臨床研究(狭義)」と「教育に関する臨床研究(広義)」と表記する。
- (3) 「地域貢献等」とは、上越教育大学を中心とし、本学の機能によって結びついている地域に対する本学の知的・人的資源による貢献を指すものとする。
本学は総合的な知的・人的資源を擁しており、その機能が多様である。本学を中心に本学の機能によって結びついている地域は多重構造をなし、個々の地域ごとに構成要素と空間的な広がりは様々である。例えば、公開講座を実施する機能は、当該講座出席者が居住可能な領域にしか及ばないので上越市およびその近傍に限られるが、国際的な活動に参画する機能は全世界をも本学に結び付けるものである。「地域貢献」ではなく「地域貢献等」と規定されていることから、このような認識を採用する。
具体的な「地域貢献等」には、以下の事項が相当する。
 - ① 兼業許可を受けた活動
 - ② 大学が組織的に外部に貢献する活動(コンサルテーション事業、公開講座、出前講座、危機管理上設定される事業)
 - ③ その他、大学の目的にあった学内外の事業への参加や貢献等、該当事項として認定した内容

3-2 資源配分の方針

- (1) 中期計画144項については、大学の基本的な目標に基づいた教育に関する臨床研究の推進を眼目として行う。研究と教育・研究指導を教育に関する臨床研究の側面から評価し、資源を配分するものとする(以下「評価区分144」という)。各教員は、該当する評価対象事項を教育に関する臨床研究との関連で申告し、評価を受けるものとする。
- (2) 中期計画147項については、教育に関する臨床研究(広義)の成果・効果の教育現場へのフィードバックの側面から評価し、更に各教員の研究状況に関する評価を含めることとし、各講座・分野毎に策定される評価基準に基づき実施し、資源を配分するものとする。(以下「評価区分147」という。)

- (3-2) 中期計画206項については、教育に関する臨床研究を含めて、広く本学の教育・研究指導、地域貢献等を評価するものとする。(以下「評価区分206」という。)
- (3) ~~競争的環境を醸成するために平成13年度から実施している教育研究支援経費のうち各講座・分野別評価分における研究区分の事項については、教育研究支援経費講座・分野別研究評価として、従来どおり評価を実施するものとする。~~

4 財源及び配分予算科目

- (1) 財源は、学長裁量経費から5,000千円及び教育研究教員経費を充てるものとし、予算枠は、教育研究評議会の専門委員会である配分予算検討委員会(以下「配分予算検討委員会」という。)で決定するものとする。
- (2) 各評価区分における配分比率については、資源全体を100%としたとき、評価区分144と評価区分147の「I教育に関する臨床研究(広義)の成果・効果を教育現場へのフィードバックで評価」に25-28%、評価区分147の「II講座・分野別研究評価」に30%、評価区分206の「I教育・研究指導」に25-28%、評価区分206の「II地域貢献等」に20-24%、教育研究支援経費講座・分野別研究評価に20%とするものとする。
- (3) 各教員への配分予算科目は、教育研究教員経費(教育研究支援経費)とし、経費の執行は、既に配分済みの教育研究教員経費と合わせ執行ができるものとする。

5 申告書

- (1) 評価区分144と評価区分206-Iに係る申告書は、別紙1のとおりとする。
- (2) 評価区分147に係る申告書は、別紙2-1及び別紙2-2のとおりとする。
なお、別紙2-2(教育研究支援経費講座・分野別研究評価に係る申告書)の学内共通の区分・事項に基づく評価基準(実績評価期間を含む。)を各講座・分野において検討し、学長の承認を得るものとする。
- (3-2) 評価区分206-IIに係る申告書は、別紙3-2のとおりとする。
- (3) ~~教育研究支援経費講座・分野別研究評価に係る申告書は、別紙3の学内共通の区分・事項に基づく評価基準(実績評価期間を含む。)を各講座・分野において検討し、学長の承認を得るものとする。~~

6 審査方法及び配分

- (1) 各教員への配分額は、各教員からの申告に基づき、学長が配分額を決定するものとする。
- (2) 教育研究支援経費講座・分野別研究評価の配分額の算出にあたっては、各教員からの申告に基づく積算ポイントを基に、各講座・分野における平均ポイントを算出し、平均ポイントが100となる係数を各講座・分野毎にもとめ、この係数により各教員の積算ポイントを改定し、改定された積算ポイントにより、各教員の配分額を算出する。
- (3) 競争的教育研究資金の配分に関しては、配分予算検討委員会が行うものとする。

7 その他

この基準に定めるもののほか、競争的教育研究資金の配分に関し必要な事項は、学長が別に定める。

平成18年度競争的教育研究資金の評価区分別配分額

配分財源: 14,141,167円 (a)

(金額単位:円)

区 分		配 分 比 率 b	評価区分別配分額 c=a × b	備 考
評価区分144	研究と教育・研究指導を教育に関する臨床研究の側面から評価	25%	3,535,292	各教員への配分額 0円～442,820円 (平均配分額 26,187円)
評価区分147-I	教育に関する臨床研究(広義)の成果・効果の教育現場へのフィードバックの側面から評価			
評価区分147-II	更に各教員の研究状況に関する評価を含める。	30%	4,242,350	各教員への配分額 0円～124,820円 (平均配分額 30,521円)
評価区分206-I	教育に関する臨床研究を含めて、広く本学の教育・研究指導、地域貢献等の評価	25%	3,535,292	各教員への配分額 0円～129,652円 (平均配分額 26,187円)
評価区分206-II		20%	2,828,233	各教員への配分額 0円～110,733円 (平均配分額 20,950円)
合 計		100%	14,141,167	各教員への配分額 0円～657,315円 (平均配分額 103,845円)

○国立大学法人上越教育大学経営協議会 規則

(平成16年4月1日)
規則第2号

国立大学法人上越教育大学経営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人上越教育大学学則(平成16年学則第1号)第24条第2項の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学経営協議会(以下「経営協議会」という。)の組織及び運営等について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 経営協議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見(国立大学法人法第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見)に関する事項のうち、国立大学法人上越教育大学(以下「本法人」という。)の経営に関する事項
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、本法人の経営に関する事項
- (3) 学則(本法人の経営に関する部分に限る。)、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (6) その他本法人の経営に関する重要事項

(組織等)

第3条 経営協議会は、次の各号に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織する。

- (1) 学長
 - (2) 学長が指名した理事2人
 - (3) 学長が指名した副学長1人
 - (4) 学長が指名した職員2人
 - (5) 役員又は職員以外の者で大学に関し広く、かつ、高い識見を有するものうちから、国立大学法人上越教育大学教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命した者若干人
- 2 前項第5号の委員の数は、経営協議会の委員の総数の2分の1以上でなければならない。

(任期等)

第4条 前条第1項第4号及び第5号に掲げる委員の任期は、2年とし、その欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任することができる。

(議長等)

第5条 経営協議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、経営協議会を招集し、これを主宰する。

3 学長は、委員の3分の1以上の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

4 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する理事が、その職務を代行する。

(議案の提出)

第6条 経営協議会への議案の提出は、学長が行う。

(定足数及び議決数)

第7条 経営協議会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を経営協議会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(専門委員会の設置)

第9条 経営協議会は、その所掌事項を専門的に調査検討するため、専門委員会を置くことができる。

2 経営協議会が必要と認めるときは、前項に規定する専門委員会に経営協議会の委員以外の職員を加えることができる。

(事務の処理)

第10条 経営協議会に関する事務は、総務部企画室において処理する。

(細則)

第11条 この規則に定めるもののほか、経営協議会の運営に関し必要な事項は、経営協議会が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

第11回国立大学法人上越教育大学経営協議会議事要旨

日 時 平成18年6月19日(月) 10:30~11:55
12:30~13:20
場 所 ホテルセンチュリーイカヤ (上越市中央1-2-7)
出 席 者 渡辺学長, 佐久間委員, 蓮見委員, 丸田委員, 山極委員,
高田委員, 新宅委員, 川崎委員, 戸北委員, 若井委員

議事に先立ち, 学長から, 4月1日付けで新たに委員となった丸田委員及び新宅委員の紹介があり, 両委員から挨拶があった。

前回の議事要旨は, 原案どおり承認された。

議 題

- 1 学長選考会議委員の選出
学長から, 学長選考会議委員の選出について提案説明があり, 審議の結果, 佐久間委員, 蓮見委員及び丸田委員を選出することが承認された。
- 2 平成17年度決算
学長, 新宅理事及び事務局から, 平成17年度決算について, 財務諸表, 決算報告書, 事業報告書等に基づき説明があり, 原案どおり承認された。
- 3 平成17事業年度に係る業務の実績に関する評価
学長及び川崎副学長から, 国立大学法人評価委員会が行う毎事業年度に係る業務実績評価の概要について説明の後, 平成17事業年度に係る業務の実績報告書について提案説明があり, 6月末日の提出までに修正等がある場合には学長に一任することを含め, 原案どおり承認された。
- 4 本学基準に関する自己点検・評価(平成17年度継続分)
学長及び川崎副学長から, 平成17年度に実施した本学基準に関する自己点検・評価書について提案説明があり, 原案どおり承認された。
また, 学長から, 本自己点検・評価書は, 役員会の審議を経て監事へ報告するとともに, 課題等については改善策を検討するよう担当部局へ依頼する旨の発言があった。
- 5 平成19年度概算要求
学長及び新宅理事から, 平成19年度概算要求事項及び同要求に係る設備整備のマスタープランについて提案説明があり, 予算折衝の過程における修正等については学長に一任することを含め, 原案どおり承認された。
- 6 平成21年度までの財政計画
学長及び新宅理事から, 平成21年度までの財政計画について提案説明があり, 原案どおり承認された。
- 7 総合企画室その他エンジン部門の発展的改組
学長から, いわゆるエンジン部門について, 平成18年4月1日付けで改組を実施した旨の説明があり, 原案どおり承認された。

報 告

- 1 平成18年度兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科に係る受託金
学長から, 平成18年度兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科に係る受託金について報告があった。
- 2 役員報酬及び職員給与の水準の公表(平成17年度分)
学長から, 平成17年度における役員報酬及び職員給与の水準を本学及び文部科学省のホームページで公表することについて報告があった。
- 3 各種競争的資金(GP)の申請・採択状況
学長及び川崎副学長から, 平成18年度における本学の各種競争的資金申請及び採択状況等について報告があった。
- 4 兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科創立10周年記念式典記念行事の開催
学長から, 兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科が創立10周年を迎えることを記念し, 記念式典及び記念行事が挙行されることについて報告があった。
- 5 教職大学院設置時期
学長から, 教職大学院の設置時期について説明があり, 今後の中央教育審議会の最終答申等を見極めた上, 具体的な取扱いについて改めて検討したい旨の報告があった。

以 上

第12回国立大学法人上越教育大学経営協議会議事要旨

日 時 平成18年10月26日(木) 12:30~14:40
場 所 ホテルセンチュリーイカヤ (上越市中央1-2-7)
出 席 者 渡辺学長, 佐久間委員, 佐々木委員, 蓮見委員, 丸田委員, 山極委員,
高田委員, 新宅委員, 川崎委員, 戸北委員, 若井委員

前回の議事要旨は, 原案どおり承認された。

議 題

1 平成18年度学内補正予算

学長及び新宅理事から, 平成18年度学内補正予算案の基本方針及び主要事項について提案説明があり, 原案のとおり承認された。

2 国立大学法人上越教育大学学則の一部改正

学長及び新宅理事から, 国立大学協会からの通知に基づき, 本学学部の個別学力検査等に係る検定料の取扱いを変更することに伴う学則の一部改正について提案説明があり, 原案のとおり承認された。

報 告

1 平成17事業年度財務諸表の承認

学長から, 平成17事業年度財務諸表は, 本学の申請どおり大臣承認がなされたこと, 剰余金に係る経営努力の認定については今回の承認に含まれていないこと及び剰余金が承認された後の執行計画については改めて本協議会に諮りたい旨の説明があった。

また, 本学と他教員養成系11大学との財務諸表の比較等について説明があった。

2 平成17年度に係る業務の実績に関する評価結果

学長及び川崎副学長から, 国立大学法人評価委員会が実施した平成17年度に係る業務の実績に関する評価結果及び本学自己点検・評価規則に基づく今後の対応について説明があった。

3 平成18年度収支状況

学長及び新宅理事から, 平成18年9月末までの収支状況について報告があり, 今後も適切な資金管理の下, 大学運営を行っていく旨の説明があった。

4 平成19年度概算要求

学長及び新宅理事から, 文部科学省から財務省へ提出された平成19年度概算要求主要事項及び本学の概算要求の状況等について報告があった。

5 平成18年度各種競争的資金(GP)の採択状況及び平成19年度各種競争的資金への対応

学長及び川崎副学長から, 平成18年度における本学の各種競争的資金申請及び採択状況等について報告があった。

また, 学長から, 教員養成GP及び特色GPについて, シンポジウムを開催する予定である旨の報告並びに引き続き各種競争的資金の獲得に努めていく旨の発言があった。

6 連合学校教育学研究科創立10周年記念式典記念行事の実施報告

学長から, 平成18年9月23日に開催された同記念式典等について報告があった。

そ の 他

1 上越教育大学教職大学院設置構想とそれを取りまく状況

学長, 高田理事及び戸北副学長から, 現時点での本学教職大学院設置構想の取りまとめ状況及び実務家教員スタッフ確保に向けた対応等についての説明があった後, 種々意見交換が行われた。

また, 学長から, 本協議会での意見も参考に, 平成20年4月の設置に向け全学を挙げて取り組んでいく旨の発言があった。

以 上

第13回国立大学法人上越教育大学経営協議会議事要旨

日 時 平成19年1月16日(火) 12:30~14:25
場 所 ホテルハイマート (上越市中央1-2-3)
出 席 者 渡辺学長, 木浦委員, 佐久間委員, 佐々木委員, 丸田委員, 山極委員,
高田委員, 新宅委員, 川崎委員, 戸北委員, 若井委員

前回の議事要旨は、原案どおり承認された。

議 題

- 1 平成18年度学内補正予算
学長及び新宅理事から、12月20日閣議決定の平成18年度政府補正予算案において、本学の屋内運動場(体育館)及び小体育館の耐震補強及び老朽改善に係る事業費が認められたことの報告の後、国の補正予算成立後に、その交付決定額をもって学内予算の補正を行うことについて提案説明があり、原案どおり承認された。
- 2 平成19年度学内予算編成方針
学長及び新宅理事から、平成19年度予算の政府案における本学の運営費交付金等の予定額等について説明があった後、引き続き学長から、平成19年度学内予算編成方針について提案説明があり、原案どおり承認された。
また、学長から、承認された方針に基づいて、平成19年度学内予算案を編成し、次回の経営協議会に諮りたい旨の発言があった。
- 3 平成18年度本学評価基準による自己点検・評価の結果
学長及び川崎副学長から、本学の自己点検・評価基準に基づき実施した平成18年度の自己点検・評価について提案説明があり、原案どおり承認された。
また、学長から、本自己点検・評価書は監事へ報告するとともに、課題等に関する改善策の検討を担当部局へ依頼する旨の発言、並びに、基準4, 8, 9の自己点検・評価書については、次回以降の本協議会で審議したい旨の説明があった。
- 4 平成19年度における学内自己点検・評価実施計画
学長及び川崎副学長から、平成19年度における学内自己点検・評価実施計画について提案説明があり、役員会に提案する過程での修正は学長に一任することを含め、原案どおり承認された。
- 5 学則の一部改正
学長から、次の5件に係る学則の一部改正について提案説明があり、法令実務上の修正を学長に一任することを含め、原案どおり承認された。
 - ① 第13条, 第20条:「障害児教育実践センター」から「特別支援教育実践研究センター」へのセンター名の変更
 - ② 第19条:新教員組織(職位)の整備
 - ③ 第21条:大学院の部局化に対応した「学部主事」から「部主事」への職名の変更
 - ④ 第64条:大学院における「人材養成上の目的と学生に修得させるべき能力等の教育目標」の明確化
 - ⑤ 第65条, 第81条第1項:「障害児教育専攻」から「特別支援教育専攻」への専攻名の変更

- 6 会計規則の一部改正等
学長及び新宅理事から、平成18事業年度から国立大学法人において減損会計が導入されることに伴う会計規則及び固定資産等管理規程の一部改正並びに減損会計処理要項の制定について提案説明があり、原案どおり承認された。
- 7 職員給与規程の一部改正
学長及び新宅理事から、大学入試センター試験業務手当の新設に伴う職員給与規程の一部改正について提案説明があり、原案どおり承認された。
- 8 上越教育学教職大学院設置構想
学長、戸北副学長及び若井評議員(教職大学院設置準備委員会委員長)から、中教審答申を受けて修正した本学教職大学院設置構想、教員配置数及び教員候補者の選考方法等について提案説明があり、教職大学院については、同構想をもって平成20年4月の設置に向けて、設置申請及び概算要求に係る手続を進めることが、原案どおり承認された。
また、今後、教育委員会等の関係機関に対し、説明を進めていく過程で寄せられる要望や意見等を受けての設置構想の修正等については、学長に一任することについても併せて承認された。
- 9 教職大学院の設置に伴う修士課程及び学校教育学部の見直し
学長及び高田理事から、教職大学院の設置に伴う修士課程の専攻の統合、入学定員の変更及び学校教育学部の専修の統合について提案説明があり、原案どおり承認された。

報 告

- 1 平成17年度決算剰余金の使途承認
学長から、平成17年度決算剰余金については、文部科学省より、12月28日付けで大臣承認を行う予定であることが示された旨の報告があった。
また、学長から、教育研究環境整備積立金の執行計画を策定し、平成19年度予算案とともに審議したい旨の発言があった。
- 2 平成18年度収支状況
学長及び新宅理事から、平成18年12月末までの収支状況について報告があり、今後も適切な資金管理のもと、大学運営を行っていく旨の説明があった。
- 3 平成19年度予算政府案
学長から、平成19年度予算政府案については、議題2の中で説明済みであるので、本報告を省略する旨の発言があった。
- 4 平成19年度採用公立学校教員選考試験受験結果等
学長から、今年度の教員選考試験の受験・合格状況、及び平成18年3月卒業者の就職状況について報告があり、来年度以降は教員就職率を65%に高め、ベスト10以内を維持するため、受験率の向上、教員以外への就職率と未就職率の減少に向けての対策を講じていく旨の発言があった。
- 5 第9回学長選考会議
丸田委員(学長選考会議議長代行)から、11月29日に開催された第9回学長選考会議について、渡邊学長を次期学長候補者に決定し、就任交渉の結果、就任の承諾を得た旨の報告があった。

以上

第14回国立大学法人上越教育大学経営協議会議事要旨

日 時 平成19年3月14日(水) 9:25~11:45
場 所 ホテルハイマート (上越市中央1-2-3)
出 席 者 渡辺学長, 木浦委員, 蓮見委員, 山極委員, 高田委員, 新宅委員, 戸北委員,
川崎委員, 若井委員

前回の議事要旨は, 原案どおり承認された。

議 題

- 1 平成19年度年度計画
学長, 川崎副学長及び新宅理事から, 平成19年度年度計画について提案説明があり, 今後, 役員会での審議を経て文部科学省へ提出するまでの過程における修正等は, 学長に一任することを含め, 原案どおり承認された。
- 2 平成19年度学内予算
学長及び新宅理事から, 平成19年度学内予算編成方針に基づく平成19年度収入・支出予算について提案説明があり, 今後, 役員会の審議を経て決定することとし, その過程での修正等は, 学長に一任することを含め, 原案どおり承認された。
- 3 平成18年度本学評価基準による自己点検・評価の結果
学長及び川崎副学長から, 本学の自己点検・評価基準に基づき実施した平成18年度の自己点検・評価のうち「学生の受入」に係る自己点検・評価書について提案説明があり, 原案どおり承認された。
- 4 役員報酬及び職員給与の改定
学長及び新宅理事から, 役員報酬及び職員給与の平成19年4月からの改定について提案説明があり, 同改定に伴う関係規程の改正は, 学長に一任することを含め, 原案どおり承認された。
- 5 国立大学法人上越教育大学における授業料その他の費用に関する規程の改正
学長から, 国立大学法人上越教育大学における授業料その他の費用に関する規程の一部改正について提案説明があり, 原案どおり承認された。
- 6 教員就職率及び受験率の向上
学長及び高田理事から, 現在取り組んでいる教員就職率及び受験率の向上のための対策について報告があった後, さらなる向上のための施策について種々意見交換が行われ, 学部入学段階からの意識付けを高めるため, 本学ホームページにおいて高校生及び進路指導担当教員等への情報提供を充実させるなどの取り組みが必要であることが確認された。
- 7 教職大学院設置初年度の入学者選抜試験における特例措置
学長から, 教職大学院設置初年度の入学者選抜試験における特別措置について提案説明があり, 原案どおり承認された。

報 告

- 1 平成18事業年度に係る業務の実績に関する評価
学長及び川崎副学長から, 平成18事業年度に係る業務の実績に関する評価について報告があった。
- 2 役員等の選考
学長から, 平成18年度末で任期満了となる役員等の選考について報告があった。
- 3 大学院入学者選抜試験実施状況
学長から, 大学院修士課程の入学者選抜試験実施状況について報告があった。

以 上

平成18年度経営協議会の審議において大学運営に活用された事項

○積極的なG P等の申請について

<経営協議会での主な指摘事項>

- ・ 教員の質が今まで以上に問われてきているなかで、大学は教員免許を授与されるにふさわしい学生であるという確証を持ち得るのか。大学で所定の単位を修得さえすれば教員免許状は取得できるわけだが、大学として自信を持って免許状を授与させるため、例えば、学生一人一人の学習履歴を作り、足りないところを補うような指導を行うなど、教科専門と教職専門の教員が一体となった取り組みがさらに重要となる。
また、そのような取り組みのについてのG P等には、ぜひ手を挙げていただきたい。

<取組事例>

文部科学省の平成18年度委嘱事業「わかる授業実現のための教員の教科指導力向上プログラム」に申請し、以下の内容が採択された。

テーマ 「理科実験・観察指導に優れた小学校教員養成のカリキュラム開発」

委嘱期間 平成18年9月4日～平成19年3月31日（約7ヶ月間）

委嘱額 300万円

○人材評価システムの構築について

<経営協議会での主な指摘事項>

- ・ 人材評価システムについては、その公明性に留意し、自らの教育研究の改善に活かされるようなものにしていただきたい。

<取組事例>

- ・ 9月20日開催の役員会において決定された、「大学教員に係る人材評価の基本的な考え方」に基づくとともに、標記意見も踏まえ、平成19年3月22日開催の教育研究評議会において、平成18年度の活動業績の評価の試行実施を決定した。

○広報の充実について

<経営協議会での主な指摘事項>

- ・ ホームページの工夫が必要
 - ① 説明型ではなく、発掘、掘り起こし型の広報へ
 - ② 高校生・進路指導担当教員向けの情報を充実

- ・ 今の高校生は、紙媒体による広報ではなく、ホームページ（インターネット）から情報を得るようになってきているため、その状況に対応した広報を充実する必要があるのではないか。
- ・ お客様である学生の意見を広報をはじめとする大学の各種の取り組みに採り入れて行く必要があるのではないか。

<取組事例>

平成19年4月からの「広報室」の設置を決定するとともに、公式ホームページのトップページの見直しを行った。詳細は以下のとおり。

【広報室の設置】

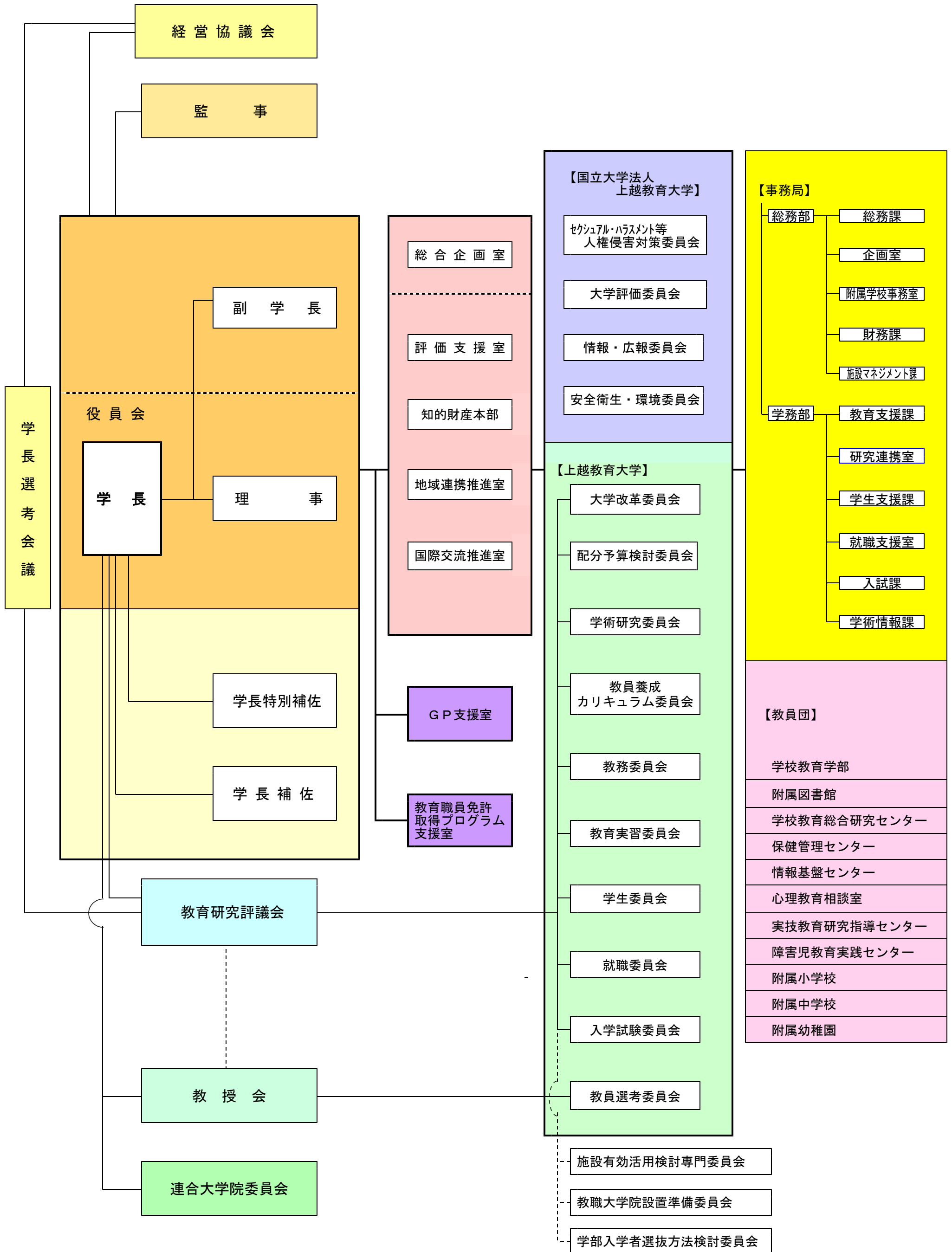
- ・ 法人の広報戦略等の企画立案及び大学情報の発信・提供などの広報活動を積極的に推進することを目的とする。
- ・ 副学長を室長とし、室長補佐及び室員で構成する。

【ホームページのリニューアル】（見直しのコンセプト）

- ・ 受験生を主体に、誰でも入りやすいシンプルなものとするを基本とする。
- ・ わかりやすさに配慮し、更新に関する情報とイベントなどに関する情報を分割して表示する。
- ・ 「GP関連」の情報など、PRしたい項目をトップページに持ってくる。
- ・ 利用者の使いやすさにも配慮したものとする。

国立大学法人上越教育大学 運営図

(平成18年度)



平成18年4月3日

国立大学法人上越教育大学長
渡邊 隆 殿

国立大学法人上越教育大学

監 事 高橋信雄
監 事 大原啓貴

「平成18年度国立大学法人上越教育大学監事監査計画」について（提出）

国立大学法人上越教育大学監事監査規則（平成16年4月1日，規則第8号）第5条第1項及び第2項に基づき，「平成18年度国立大学法人上越教育大学監事監査計画」を作成しましたので，別紙のとおり提出します。

平成18年度国立大学法人上越教育大学監事監査計画

（平成18年4月3日）

第1 監査の基本方針

1 基本方針

国立大学法人上越教育大学監事監査規則（平成16年4月1日制定）に基づき監査を実施する。

2 回付文書

監査の実施に当たり必要な資料として，あらかじめ以下の文書の回付を求める。

- (1) 業務方法書及び規則等の制定並びに改廃に関する文書
- (2) 中期目標，中期計画及び年度計画に関する文書
- (3) 事業計画及び予算に関する文書
- (4) 許認可等に関する官公署に対する申請並びに官公署からの文書
- (5) 重要な契約に関する文書
- (6) 資金計画及び資金運用に関する文書
- (7) 重要な財産の取得及び処分並びに管理に関する文書
- (8) 訴訟に関する文書
- (9) 事故に関する文書
- (10) 文部科学省その他の行政機関から受けた重要な通達等の文書
- (11) 業務の運営に関する重要な報告，供閲等の文書
- (12) その他業務の執行上重要又は異例な事項に関する文書

第2 監査の重点項目

1 業務の監査

- (1) 諸規程の整備及び実施状況
- (2) 中期目標，中期計画及び年度計画の実施状況
- (3) 組織運営状況

2 会計の監査

- (1) 財務会計システムの整備及び運用状況
- (2) 内部統制の整備及び運用状況
- (3) 資産の管理状況

第3 監査の実施期間

1 業務の監査

平成18年度の業務監査は，年度終了後の平成19年度当初に別途日程を調整のうえ実施する。また，監査を効率的に実施するため，事業年度の間時点（平成18年10月）に監査を実施し，中期計画・年度計画への対応方針等について，各部署等から説明を聴取する。

(参考資料)

なお、個別の事項については、文書の回付時等の際に必要なに応じて質問し、又は説明若しくは資料を求める。

2 会計の監査

平成18年度の会計監査は、月次監査及び年次監査を行う。

(1) 月次監査

月次監査は、毎月中旬に前月の決算の状況等について実施する。

なお、個別の事項については、文書の回付時等の際に必要なに応じて質問し、又は説明若しくは資料を求める。

(2) 年次監査

平成18年度の年次監査は、年度終了後の平成19年5月上旬から6月上旬にかけて、別途日程を調整のうえ実施する。

第4 監査の方法

1 業務の監査

- (1) 全部局等を監査対象とし、中期計画への対応方針、年度計画の実施状況等について、関係書類に基づいての概況聴取、また必要なに応じて個別聴取を行う。
- (2) その他必要な事項を監査する。

2 会計の監査

(1) 月次監査

- ① 財務課、施設マネジメント課及び学術情報課を監査対象とし、前月の決算関係書類を精査し、前月の決算の状況等を監査する。
- ② その他必要な事項を監査する。

(2) 年次監査

- ① 財務課、施設マネジメント課及び学術情報課を監査対象とし、会計に関して帳票その他証拠書類の原本確認を行い、契約の状況等を監査する。
- ② 財務課、施設マネジメント課及び学術情報課を監査対象とし、年度の決算関係書類を精査し、年度の決算の状況等を監査する。
- ③ 全部局等を監査対象とし、物品及び不動産に関して書類と現物との照合確認を行い、管理状況を監査する。
- ④ その他必要な事項を監査する。

平成18年度 監事監査実施年間スケジュール

実施時期	業務監査	会計監査 (対象月)
H18. 5	中間監査	月次監査 (4月分)
6		月次監査 (5月分)
7		月次監査 (6月分)
8		月次監査 (7月分)
9		月次監査 (8月分)
10		月次監査 (9月分)
11		月次監査 (10月分)
12		月次監査 (11月分)
H19. 1		月次監査 (12月分)
2		月次監査 (1月分)
3		月次監査 (2月分)
4		月次監査 (3月分)
5~6	年次監査	年次監査
6	監査結果報告書を作成し学長へ提出	

○ 財務諸表を経営協議会及び役員会において審議・決定 6月中

○ 財務諸表を当該事業年度終了後三月以内に文部科学大臣へ提出し、承認を受ける。

監査結果報告書

国立大学法人上越教育大学
学長 渡邊 隆 殿

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの平成18年度の業務及び会計について監査するため、役員会及びその他重要な会議に出席するほか役員等から事業の報告を聞き、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な部局の財産の状況の調査をしました。さらに、会計監査人から報告及び説明を受け財務諸表、事業報告書及び決算報告書につき検討を加えました。


監査の結果、私どもの意見は次のとおりであります。

1. 業務の執行は、法令及び学則に従い適法に行われているものと認められます。
2. 会計監査人みずぎ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
3. 事業報告書は、国立大学法人上越教育大学の平成18年度の業務運営状況を正しく表示しているものと認められます。


平成19年6月13日

国立大学法人上越教育大学

監事

高橋信雄 

監事

大原啓資 

平成18年度国立大学法人上越教育大学内部監査実施計画

I 監査の方針

平成18年度における国立大学法人上越教育大学の内部監査は、国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号）及び国立大学法人上越教育大学内部監査実施細則（平成16年細則第40号）に基づき、業務管理全般の適正かつ効率的な運営を図るとともに、財務会計の適正を期することを目的として実施する。

II 監査の内容

1 業務監査

国立大学法人としての諸規程の整備、組織の設置、中期計画及び年度計画を踏まえた業務の計画等、中期計画等の達成に向けた条件の整備状況を重点的に、次の項目について書面監査及び実地監査を行う。

なお、各項目の具体的事項については、別に定める。

- (1) 国立大学法人としての諸手続状況
- (2) 規程、規則等の整備及び関係諸法令との整合性の状況
- (3) 中期目標・中期計画及び平成18年度年度計画に沿った事業計画、事業執行状況
- (4) 組織運営体制の状況
- (5) 環境保全に関する状況
- (6) 安全管理に関する状況
- (7) 防災管理体制の整備状況
- (8) 窓口業務の対応状況
- (9) 経費節減の推進状況
- (10) センター及び附属学校の管理運営状況
- (11) その他監査ために必要な事項

2 財務会計監査

財務会計システムの整備及び運用状況、国からの出資等財産の現況及び使用状況並びに資産管理状況を重点的に、次の項目について書面監査及び実地監査を行う。

なお、各項目の具体的事項については、別に定める。

- (1) 合計残高試算表、収支に関する証拠書類等に基づく突合
- (2) 現金・預金残高確認、資金管理運用に関する書類等に基づく突合
- (3) 財務諸表及び事業報告書（財務会計に関する部分）並びに決算報告書
- (4) 会計検査院、その他外部機関による実地検査指摘事項の処置状況

III 監査の実施時期

1 定期監査

上記IIの監査の内容に基づき、各項目の進行状況に応じて、主任監査員がその都度、「内部監査実施計画書」を作成し、監査対象部局へ通知の上、実施する。

なお、定期監査の種類は、次のとおりとする。

(1) 業務監査の場合

年度終了後における年次監査

(2) 財務会計監査の場合

- ① 国立大学法人上越教育大会計規則（平成16年規則第16号）第6条に定める会計機関及び国立大学法人上越教育大学預り金事務取扱細則（平成16年細則第10号）第3条に定める管理責任者並びに経理責任者（以下「会計機関等」という。）に係る業務その他財務会計に関わる全般の監査
- ② 科学研究費補助金に関する事項
- ③ 年度末における金庫検査

2 臨時監査

定期監査以外に、必要に応じて次のとおり監査を実施する。

- (1) 会計機関等の交代検査
- (2) その他学長が必要と認める事項

IV 監査の方法

1 業務監査

- (1) 全部局等を監査対象とし、中期計画への対応方針、年度計画の実施状況等について、関係書類に基づいての概況聴取、また、必要に応じて個別聴取を行う。
- (2) その他必要な事項を監査する。

2 財務会計監査

- (1) 会計機関等を監査対象とし、財務会計に関して帳票その他証拠書類の原本確認を行い、契約の状況等を監査する。
- (2) 会計機関等を監査対象とし、年度の決算関係書類を精査し、年度の決算の状況等を監査する。
- (3) 全部局等を監査対象とし、物品及び不動産に関して書類と現物との照合確認を行い、管理状況を監査する。
- (4) その他必要な事項を監査する。

V その他の事項

1 監事との連携

監査を行うに当たっては、監事と密接に連携して行い、監査の効率化に努める。

2 学長（役員会）への報告

- (1) 監査結果は、遅滞なく報告書を作成の上、学長（役員会）に報告する。
- (2) 学長から改善指示が出された場合は、改善措置の状況について事後監査を行う。

別記第2号様式（第7条関係）

監査結果報告書

平成18年11月1日

国立大学法人上越教育大学長 殿

主任監査員

田中芳一



国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号）第4条の規定に基づき、財務会計監査の定期監査を実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 監査対象期間 平成18年度（平成18年4月～10月）分及び平成17年度（平成17年4月～平成18年3月）継続分まで
- 2 監査対象部局 平成18年度に交付を受けている科学研究費補助金補助金（平成17年度からの継続を含む。）の対象者（別紙のとおり）
- 3 監査の方法 無作為の抽出の書面調査及び実地調査
- 4 監査事項 別紙（文部科学省様式）のとおり
- 5 是正改善を要する事項 該当なし

（注）上記4の監査事項は、必要に応じて適宜事項を設けることができるものとする。

別記第2号様式（第7条関係）

監査結果報告書

平成19年2月5日

国立大学法人上越教育大学長 殿

主任監査員

田中芳一



国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号）第4条の規定に基づき、財務会計監査の定期監査を平成19年1月29日から平成19年2月5日までの間に実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 監査対象期間 平成18年度（平成18年4月1日から監査実施日まで）
- 2 監査対象部局 総務部及び学務部の各課室並びに各附属学校（別紙のとおり）
- 3 監査の方法 無作為の抽出の書面調査及び実地調査
- 4 監査事項 (1) 財務会計の執行に係る関係書類の監査
(2) 財務会計により購入した設備・備品及び図書の実物実地監査
(3) その他財務会計に関する監査
- 5 是正改善を要する事項 該当なし

別記第2号様式（第7条関係）

監査結果報告書

平成19年3月30日

国立大学法人上越教育大学長 殿

主任監査員

田中芳



国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号）第4条の規定に基づき、財務会計監査の臨時監査（会計機関等の交替検査）を平成19年3月30日に実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 監査対象期間 平成18年度末
- 2 監査対象部局 別紙平成18年度国立大学法人上越教育大学内部監査実施マニュアル（会計機関等の交替検査）のとおり
- 3 監査の方法 同上
- 4 監査事項 同上
- 5 是正改善を要する事項 該当なし

別記第2号様式（第7条関係）

監査結果報告書

平成19年4月3日

国立大学法人上越教育大学長 殿

主任監査員

田中芳



国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号）第4条の規定に基づき、財務会計監査の定期監査（年度末における金庫検査）を平成19年4月2日に実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 監査対象期間 平成18年4月～平成19年3月
- 2 監査対象部局 別紙平成18年度国立大学法人上越教育大学内部監査実施マニュアル（年度末における金庫検査）のとおり
- 3 監査の方法 同上
- 4 監査事項 同上
- 5 是正改善を要する事項 該当なし

別記第2号様式（第7条関係）

監 査 結 果 報 告 書

平成19年5月14日

国立大学法人上越教育大学長 殿

主任監査員

田 中 芳 一

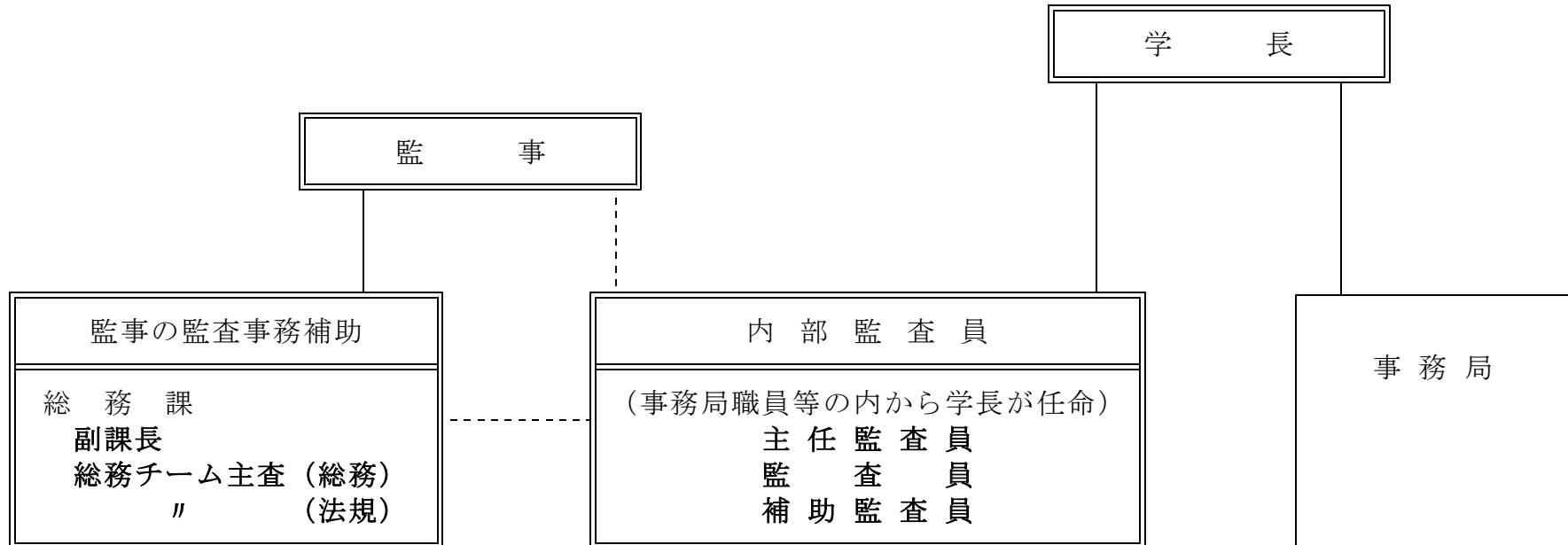


国立大学法人上越教育大学内部監査規程（平成16年規程第101号）第4条の規定に基づき定期監査として、業務及び財務会計に関する年次監査を平成19年5月14日に実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 監査対象期間 平成18年度（平成18年4月1日から監査実施日まで）
- 2 監査対象部局 平成18年度国立大学法人上越教育大学内部監査実施計画書（業務及び財務会計に関する年次監査）のとおり
- 3 監査の方法 同上
- 4 監査事項 同上
- 5 是正改善を要する事項 該当なし

国立大学法人上越教育大学 監事の補佐体制及び内部監査体制



平成17年度評価結果で課題として指摘された事項及びその対処一覧

区分	課題の有無	指摘等の内容	対処内容
業務運営の改善及び効率化 ①運営体制の改善 ②教育研究組織の見直し ③人事の適正化 ④事務等の効率化・合理化	○	人事評価制度の構築について、基本的な方針の検討にとどまっておらず、今後、人事評価の本格実施及び処遇への反映に関するスケジュールの設定	<p>学長のもとに「大学教員評価システムWG」を設け、評価システムの原案作りを進め、役員会において、「大学教員に係る人材評価の基本的な考え方」をまとめた。</p> <p>その後、基本的な考え方に沿って、具体の評価項目、評価方法の検討をワーキンググループで行い、教育研究評議会で「平成18年度における大学教員に係る人材評価の実施について」を決定し、平成19年度に教員人材評価システムを試行実施することとした。</p>
財務内容の改善 ①外部研究資金その他の自己収入の増加 ②経費の抑制 ③資産の運用管理の改善	—		
自己点検・評価及び情報提供 ①評価の充実 ②情報公開等の推進	—		
その他業務運営に関する重要事項 ①施設設備の整備・活用等 ②安全管理	—	防災、不審者侵入等以外の事件・事故、薬品管理等に関する全学的なマニュアルの早急な策定及び全学的・総合的な危機管理体制の確立	<p>火災や障害発生時の緊急連絡先、災害予防や防犯に関する一般的心得、実験・実習時の心得等が記載されている学生及び教職員向けの全学的危機管理マニュアル「安全の手引」や防災マニュアルについての見直しを随時行うとともに、危機管理全般についてイラストでわかりやすく説明した、手帳サイズの「安全手帳」を作成した。</p> <p>危機管理の総括及び円滑な推進、危機管理対策の改善・強化などを全学的・総合的に行う体制として、危機管理室を設置した。</p>

人材評価に関する検討状況等

(1) 大学教員の評価

教員の人材評価については、学長のもとに「大学教員評価システムWG」（メンバー：副学長2名、学長特別補佐、教授1名）が設けられ、評価システムの原案作りを鋭意進め、9月20日開催の第22回役員会において、「大学教員に係る人材評価の基本的な考え方」をまとめた。

その後、ワーキンググループにおいて、この基本的な考え方に沿って、具体的評価項目、評価方法の検討を行い、各教員からの意見を聴取した上で、平成19年度中の試行実施、検討・見直しを行いながら、本格的に実施することとした。

平成18年度においては、平成19年3月22日開催の第44回教育研究評議会にて「平成18年度における大学教員に係る人材評価の実施について」を決定し、人材評価に係る第一ステップとして、具体的評価項目を整理の上、各教員へ活動業績書の作成、自己評価を行うための準備を行った。

(2) 附属学校教員の評価

学長の指示により、「附属学校教員評価システムWG」（メンバー：副学長、各附属学校・園の副校・園長）が設けられ、新潟県教育委員会との人事交流を踏まえ、同県教育委員会が試行中の評価システムを参考に、附属学校・園の独自性の領域を付加することとし、平成19年1月17日開催の第26回役員会において、「附属学校教員に係る人材評価の基本的な考え方」をまとめた。

その後、具体的評価項目及び評価方法・基準等を「附属学校教員に係る人材評価実施要項」としてまとめ、平成19年3月22日開催の第28回役員会で決定し、平成19年度に試行実施の準備を行った。

(3) 事務局職員の評価

総務課において国が試行中の人事評価及び他大学の評価システムを参考に1月17日開催の第26回役員会において、「事務系職員に係る人材評価の基本的な考え方」をまとめた。

大学教員に係る人材評価の基本的な考え方

〔平成18年9月20日〕
役員会決定

1 評価の目的

大学教員の教育研究活動等の状況について、点検を実施し、大学の理念・目的・目標に沿った評価を行うことにより、次の事項に資することを目的とする。

- (1) 大学教員が、自己の活動を点検し、自己評価することによって、その活性化に役立てるとともに、自己の活動の改善と向上に努める。
- (2) 大学が個々の教員の活動状況を把握・理解することにより、本学の教育研究水準の向上・活性化、業務運営等の改善・充実及び戦略設定に役立たせる。
- (3) 教員の活動業績を公開することにより、教員相互の情報共有を図るとともに、教員の活動に対して社会への説明責任を果たす。
- (4) 学長は、評価の結果に基づき、教員の教育研究活動等の一層の向上を目指し適切な措置を講ずる。

2 評価の対象とする教員

教授，助教授，講師，助手

3 評価の期間

前年の4月から3月までのデータについて、毎年行うことを基本とする。

4 評価の方法

(1) 自己評価

- ① 本学の教員選考の際に用いている教育研究業績書又はそれに準ずるものを教員の活動業績書として作成する。
- ② この活動業績書のデータは共有化し、公開とする。
- ③ また、教員は活動業績書を基に作成した評価票により自らが自己評価を行う。

(2) 全学評価

- ① (1)の活動業績書及び評価票を基に学内の評価機関が評価を実施し、学長に提出する。
- ② 学長は、学内の評価機関が実施した評価を基に最終評価を行う。
- ③ 学長は、評価結果を全学的見地から総合的に分析し、改善の余地がある教員には適切な指導・助言を行うものとする。
- ④ 評価は得点加算方式とする。

5 評価の領域とその評価項目の内容等

以下の評価の領域について評価項目を設け、大学の理念・目的・目標及び専門分野等の特徴などを考慮した評価を行う。

(1) 教育

学部学生，大学院学生その他の学生への教育研究指導を中心とした評価を行う。

(2) 研究

各教員の専門分野における研究活動の評価を行う。

(3) 社会貢献

地域レベル，日本レベル，国際レベルでの教育研究の貢献度を評価する。
具体には，教育界，地域文化の向上，日本の教育研究の環境作りのための貢献度。

(4) 学内貢献

大学の戦略及び管理運営に対する貢献度を評価する。
具体には，委員会活動，組織の中での活動，その他の管理運営の貢献度。

6 その他

- (1) 評価に関する基本方針，具体的評価基準（評価項目），評価方法について，事前に学内に公表し意見聴取を行う。
- (2) 試行評価を実施し，実施状況及び結果等を分析し，必要と認められる場合は所要の見直しを行った上で，本格実施する。

平成18年度における大学教員に係る人材評価の実施について

国立大学法人評価委員会の『平成17年度に係る業務の実績に関する評価結果』において、「人事評価制度の構築・実施については、検討段階にとどまっており、今後、取組を加速することが求められる。」と述べられており、平成18年度において人事評価制度を構築し、平成19年度に実施することが急務である。

大学教員の人材評価制度については、平成18年9月開催の役員会において「大学教員に係る人材評価の基本的な考え方」（以下、「基本的な考え方」という。）を決定し、現在、具体的内容を検討しているが、その全てについて、学内の共通理解を得た後に完全実施するには、今しばらく検討のための時間を要する。

このことから、平成18年度は、「基本的な考え方」に基づき、具体的評価項目を整理し、試行的に平成18年度に係る活動業績書を作成するものとする。

なお、平成19年度は、この試行実施を検証し、更に個々の大学教員の活動に即した評価項目とするとともに人材評価制度を段階的に構築していくものとする。

1 平成18年度における評価項目についての考え方

本学における大学教員の評価領域については、「基本的な考え方」において、①教育、②研究、③社会貢献、④学内貢献を設定した。この領域の評価項目は、評価を行うための最もベースとなるものであることから、個々の大学教員の活動に即したものとする必要がある。

よって、専門分野等の特徴を実地に把握し、評価項目として教育研究活動の状況をどの程度まで把握することが適当であるかを具体的に分析・検討するため、平成18年度においては、そのための試行実施期間とする。

2 活動業績書の項目及びその項目に係る報告事項

別紙の内容を、テキストファイルで作成する。

3 活動業績書の記載期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの活動状況

4 自己点検・評価への活用

大学教員は、活動業績書を作成することにより、個々の活動を振り返るとともに、自己点検・評価に活用するものとする。

5 その他

(1) 活動業績書は、資源配分に係る報告書、自己点検・評価の個人別報告書、教員人事に係る教育研究業績書、教員プロフィール等のテキストソースとし活用する。

(2) 平成18年度においては、「基本的な考え方」の一部試行段階にあることから、役員会へは状況報告に留めることとし、教育研究評議会において全体が構築された段階で大学教員の人材評価制度として提案するものとする。

附属学校教員に係る人材評価の基本的な考え方

〔平成19年1月17日〕
役員会決定

1 評価の目的

附属学校での人材評価は、職務遂行上発揮された教員の能力、実績及び意欲を適正に評価し、その評価結果を教員個人の活動の活性化に役立てるとともに、附属学校の運営等の改善の資料とし、附属学校の教育研究等の向上に資するよう、次のことを目的として実施する。

- (1) 教員は、自己の活動を点検・評価し、校長（幼稚園にあっては園長とする。以下「校長」という。）から評価を受けることによって、自己の活動の活性化に役立てるとともに、自己の活動の改善と向上に努める。
- (2) 校長は、評価結果を総合的に分析し、附属学校における学習指導、学級・学年経営、学校運営等の改善・充実に役立てる。
- (3) 学長は、評価結果に基づき、附属学校の教育研究等の一層の向上を目指し、適切な措置を講ずる。

2 評価対象教員

教頭，教諭，養護教諭

3 評価実施附属学校

人材評価を実施する附属学校は、附属小学校，附属中学校及び附属幼稚園とする。

4 評価の期間

4月1日から翌年3月31日までとし、毎年度行う。

5 評価実施組織

附属学校の校長及び教頭で組織する附属学校人材評価委員会を設置し、人材評価の作業の実施・調整等を行う。

6 評価の領域とその内容

以下の評価の領域を設け、教育研究を含めて領域の内容について評価を行う。

- (1) 学習指導
教科指導等に関わる項目について評価を行う。
- (2) 学級・学年経営
学級づくり等に関わる項目について評価を行う。
- (3) 学校運営
学校運営への参画や校務分掌の取組等に関わる項目について評価を行う。
- (4) 追加項目（附属学校の実態に合わせて設定する。）

7 評価の方法

- (1) 教員は、校長又は教頭による面談を通じた指導のもと、目標達成に向けて取組を進める。
- (2) 教頭は、校長の指導のもと教員に対して自己目標の達成を支援するとともに、校長に対して意見具申を行う。
- (3) 校長は、教員に対して直接又は間接に自己目標の達成を支援するとともに、評価を行う。

8 評価の基準

- (1) 教員による自己評価
別に定める評価基準に基づいて、目標達成状況について自己評価を行う。
- (2) 校長による評価
別に定める評価基準に基づいて、実績評価、能力評価、意欲評価及び総合評価を行う。

9 面談

校長又は教頭と教員の面談は、目標の設定、進捗状況の確認、評価結果の開示について行い、自己の活動の活性化を図るものとする。

10 評価結果の活用等

- (1) 教員は、評価結果の開示を受けて自己目標の達成に向けての取組状況等を確認するとともに、次年度の活動の活性化に役立てる。
- (2) 校長は、評価結果を教員の諸活動の活性化を促すために活用するとともに、附属学校の教育研究等の改善・充実に役立てる。
- (3) 教員の評価結果は、個人情報として取り扱い、原則として公表しないものとする。

附属学校教員に係る人材評価実施要項 （抜粋）

（趣旨）

- 1 この要項は、国立大学法人上越教育大学附属学校（以下「附属学校」という。）に勤務する教員の人材評価について必要な事項を定める。

（目的）

- 2 附属学校での人材評価は、職務遂行上発揮された教員の能力、実績及び意欲を適正に評価し、その評価結果を教員個人の活動の活性化に役立てるとともに、附属学校の運営等の改善の資料とし、附属学校の教育研究等の向上に資するよう、次のことを目的として実施する。
 - (1) 教員は、自己の活動を点検・評価し、校長（附属幼稚園にあつては園長とする。以下「校長」という。）から評価を受けることによって、自己の活動の活性化に役立てるとともに、自己の活動の改善と向上に努める。
 - (2) 校長は、評価結果を総合的に分析し、附属学校における学習指導、学級・学年経営、学校運営等の改善・充実に役立てる。
 - (3) 学長は、評価結果に基づき、附属学校の教育研究等の一層の向上を目指し、適切な措置を講ずる。

（評価の対象）

- 3 人材評価の対象とする教員は、教頭（副校長及び副園長）、教諭及び養護教諭とする。

（評価実施附属学校）

- 4 人材評価を実施する附属学校は、附属小学校、附属中学校及び附属幼稚園とする。

（評価の期間）

- 5 人材評価は、毎年、当該年度分について行うものとする。

（評価実施組織）

- 6 人材評価の実施に関して、附属学校の校長及び教頭（副校長及び副園長）で組織する附属学校人材評価委員会を設置し、人材評価の作業の実施・調整等を行う。

（評価の領域とその内容）

- 7 人材評価は、次の評価の領域を基本とし、教育研究を含めて領域の内容について行うものとする。

- (1) 学習指導
教科指導等に関わる項目
- (2) 学級・学年経営
学級づくり等に関わる項目
- (3) 学校運営
学校運営への参画や校務分掌の取組等に関わる項目
- (4) 追加項目（附属学校の実態に合わせて設定する。）

（評価の方法及び基準等）

- 8 人材評価の方法及び基準等は，別に定める実施要領によるものとする。

（評価結果の活用等）

- 9 人材評価の結果については，次のとおり活用するものとする。
 - (1) 教員は，評価結果の開示を受けて自己目標の達成に向けての取組状況等を確認するとともに，次年度の活動の活性化に役立てる。
 - (2) 校長は，評価結果を教員の諸活動の活性化を促すために活用するとともに，附属学校の教育研究等の改善・充実に役立てる。
 - (3) 教員の評価結果は，個人情報として取り扱い，原則として公表しないものとする。

事務系職員に係る人材評価の基本的な考え方

〔 平成19年1月17日
役員会決定 〕

1 評価の目的

事務系職員の人材評価は、職員の勤務実績等を客観的に把握・評価することにより、次の事項に資することを目的とする。

- (1) 職員が自己評価を行うことにより、職員自らによる業務の改善に反映させる。
- (2) 人材評価により、個々人の適性に応じた人事配置，研修機会，能力開発，職員の処遇に反映させる。
- (3) 人材評価は、これらを通じ、活力ある事務組織の実現や効率的な大学運営に役立てる。

2 評価対象職員（以下「被評価者」という。）

すべての常勤職員

3 評価期間

10月1日から翌年の9月30日までとし、毎年行うものとする。

4 評価方法

(1) 自己評価

被評価者による実績評価及び能力評価

(2) 面談

評価者と被評価者による面談

(3) 1次評価

第1評価者による1次評価

(4) 最終評価

第2評価者による最終評価

(5) 評価結果のフィードバック

被評価者が自らの職務成果等を自己評価及び評価結果により捉えることにより、主体的な能力開発や業務改善への取組に資する。

5 評価項目

(1) 実績評価（役割達成度評価）

被評価者の担当する業務内容に即して、その課題，目標，進め方等を明確にした上で、業務の実施結果（達成状況）等を評価する。

(2) 能力評価（職務行動評価）

被評価者の職務行動を、職務遂行に必要とされる能力を表象する職務行動に着目した基準により評価する。

6 留意事項

(1) 中期計画を踏まえつつも、被評価者及び評価者の双方にとり、負担が軽く、シンプルで、透明性の高い評価制度を検討する。

(2) 試行期間を設けるとともに、導入した評価制度は、継続的な見直しを行う。

部局の外部資金受け入れ額の予算配分への反映によるインセンティブ付与等

外部資金の受け入れに関するインセンティブの付与として、新たな職務発明等補償金支払要項を以下のとおり平成17年4月1日から施行している。

また、大学教員への学内予算の配分において、競争的教育研究資金の配分を実施しており、その評価事項に「外部資金の獲得に関する事項」を設け、大学教員へ外部資金の獲得へのインセンティブを与えている。

○ 上越教育大学職務発明等補償金支払要項

(目的)

- 1 この要項は、上越教育大学職務発明規程（平成16年規則第85号。以下「発明規程」という。）第11条第3項の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学（以下「本法人」という。）における職務発明等に対する補償金の支払について必要な事項を定める。

(登録補償金)

- 2 発明規程第11条第1項に規定する登録補償金の支払は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 本法人が取得し、又は譲り受けた特許権については、権利1件につき、7,500円に本法人の持分を乗じた額とする。
 - (2) 本法人が取得し、又は譲り受けた実用新案権については、権利1件につき、2,500円に本法人の持分を乗じた額とする。
 - (3) 本法人が取得し、又は譲り受けた意匠権及び育成者権については、権利1件につき、3,000円に本法人の持分を乗じた額とする。
- 3 前項各号に掲げる補償金の支払を受ける権利を有する者が2人以上ある場合は、当該各号に定める額にそれぞれの持分を乗じた額とする。

(実施補償金)

- 4 発明規程第11条第2項に規定する実施補償金は、発明等又は知的財産権の実施により、毎年1月1日から12月31日までの間に本法人が得た収入金額の100分の50に相当する額とする。
- 5 前項の補償金の支払を受ける権利を有する者が2人以上ある場合は、同項に定める額にそれぞれの持分を乗じた額とする。

(譲渡補償金)

- 6 発明規程第11条第2項に規定する譲渡補償金は、発明等又は知的財産権の譲渡等により、本法人が得た収入金額の100分の50に相当する額とする。
- 7 前項の補償金の支払を受ける権利を有する者が2人以上ある場合は、同項に定める額にそれぞれの持分を乗じた額とする。

(補償金の支払)

- 8 前6項に規定する補償金は、発明者又は発明者の有する当該補償金の支払を受ける権利を承継した者からの請求により支払う。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

公式ホームページに掲載している調達情報

The screenshot shows the official website of Joetsu University of Education. At the top, there is a navigation bar with the university's name in English and Japanese, and a logo. Below this is a menu with links for Home, Site Map, Contact Us, and English. A vertical sidebar on the left contains a 'SITE MENU' with various categories like 'Visitors', 'Students', and 'Faculty'. The main content area is titled '[公開情報] 調達情報' (Public Information Procurement Information). It lists several categories of procurement information, including environmental items, contracts, and contract relationship rules. The '随意契約に関する公表' (Disclosure of Informal Contracts) category is highlighted with a red box. At the bottom of the page, there is a footer with the university's logo, name, and contact information.



このページは総務部財務課財務・監査チームが管理しています。
このページに関する意見・お問合せは zaisomu@joen.ac.jp までお願いします。
[作成:2006.7.1][最終更新:2006.8.30]
〒943-8512 新潟県上越市山屋敷町1番地
Copyright©2004-2007 Joetsu University of Education. All rights Reserved.

随意契約一覧表

件名又は品名及び数量	調達役の氏名	契約年月日	契約金額:円 (又は年間概算額)	相手方の住所及び氏名	随意契約にすることとした理由	備考
監査契約	調達役 財務課長 霜越 隆晴	平成18年7月1日	3,780,000	千代田区霞が関3-2-5 中央青山監査法人	本契約は、本法人の会計監査人として、主務大臣から選任された者との契約であることから、国立大学法人上越教育大学会計規則第43条第1号に該当する。	
上越教育大学学生宿舎N棟等ア スベスト除去その他工事(その3)	調達役 施設マネジメント課長 甲州 与志雄	平成18年7月21日	6,090,000	福井県福井市宝永4-9-13 飛鳥建設(株)北陸支店	本工事は、現在施工中の工事と密接に関連しており、施工業者と契約することが経済性及び作業効率の面から有利であると認められるため、国立大学法人上越教育大学会計規則第43条第3号に該当する。	
情報処理システム賃貸借契約	調達役 財務課長 霜越 隆晴	平成18年10月1日	8,662,500	東京都千代田区霞が関3-2-5 伊藤忠テクノソリューションズ(株)	本契約は、現在賃貸借契約を締結している既契約者と情報処理システムの契約期間を延長する必要が生じたことから、国立大学法人上越教育大学会計規則第43条第1号に該当する。	
上越教育大学(附小)屋内運動 場新営その他工事(その2)	調達役 施設マネジメント課長 甲州 与志雄	平成18年10月26日	18,900,000	新潟県上越市大字辰尾新田 1番地 久保田建設(株)	本工事は、現在施工中の工事と密接に関連しており、施工業者と契約することが経済性及び作業効率の面から有利であると認められるため、国立大学法人上越教育大学会計規則第43条第3号に該当する。	
2/3次元運動解析システム	調達役 財務課長 霜越 隆晴	平成18年11月30日	4,319,175	東京都中央区日本橋人形町 2-22-11 (株)ライブラリー	本契約の当該調達物品は、(株)ライブラリーが製造及び直接販売を行っており、競争を許さないことから、国立大学法人上越教育大学会計規則第43条第1項に該当する。	
日本電気(株)製財務会計システム ソフトウェア保守等契約	調達役 財務課長 霜越 隆晴	平成19年3月28日	2,520,000	新潟県長岡市今朝白1-8-18 日本電気(株)長岡支店	本学の財務会計システムソフトウェアについては、日本電気(株)が開発し、納品したものである。本システムは、本学財務会計業務の主幹をなすシステムであり、これに障害が発生した場合は、多大な支障を生じることから、早急に復旧する必要がある。また、障害の切り分け作業や復旧等を確実に実施できるのは、本システム開発を行った日本電気(株)のみであるため、国立大学法人上越教育大学会計規則第43条第1号に該当する。	
上越教育大学昇降機設備保全 業務	調達役 施設マネジメント課長 甲州 与志雄	平成19年3月29日	4,082,400	新潟県新潟市米山4-1-28 東芝エレベータ(株)新潟支店	本契約は、昇降機設備の保全業務であることから、機械の構造、操作、回路等詳細について確固たる知識と取扱いに関する豊富な経験及び当該設備の特性を熟知し技術的にも優れた者を有し、また、万一故障等が発生した場合、その責任を明らかにする上においても、一貫した責任を持てる当該設備を製作及び施工した同社以外では実施できる会社がないため、国立大学法人上越教育大学会計規則第43条第1号に該当する。	

随意契約に係る適正化に向けた取組

○随意契約に係る点検・見直し

●随意契約の基準等

本学会計規則及び契約事務取扱規程では、以下の場合の契約について随意契約によることとしている。

- (1) 契約の目的又は性質が競争を許さないと判断したとき。
- (2) 緊急の必要により、競争に付することができないと判断したとき。
- (3) 競争に付することが本法人に不利と判断したとき。
- (4) 予定価格が次に定める基準額を超えないとき。
 - ① 工事又は製造の請負契約で契約予定価格が500万円を超えないとき。
 - ② 財産の買入契約で契約予定価格が300万円を超えないとき。
 - ③ 物件の借入契約で予定賃借料の年額又は総額が200万円を超えないとき。
 - ④ 財産の売払契約で契約予定価格が200万円を超えないとき。
 - ⑤ 物件の貸付契約で予定賃貸料の年額又は総額が200万円を超えないとき。
 - ⑥ 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約で契約予定価格が200万円を超えないとき。
- (5) 前各号の規定する事例のほか本法人の業務運営上、特に必要と判断したとき。

●点検及び見直し

平成17年度の契約実績データを基に、平成17年度に行った上記(4)の基準額を超える随意契約11件について調査を行い、①平成17年度限りのもの、②平成18年度以降競争入札を行うもの、③平成18年度以降も引き続き随意契約によらざるを得ないものに分類した。

その結果、真に随意契約となるものを除いた5件の契約について、平成19年度より競争入札とするよう見直しを行った。

なお、点検・見直しに際して、引き続き随意契約によらざるを得ないと判断した契約については、以下の表の分類を参考にした。

分類項目	内 容
排他的権利	必要とするデータベースやシステム等について特定の供給者が著作権等の排他的権利を有していることから契約の相手方が一に限られるもの
法令等の規定	法令等の規定により、目的とする業務を行える相手が一に限られるもの
土地等賃貸借	当該場所でなければ目的を達成することができないことから契約の相手方が特定されるもの（当該契約に付随する業務を含む）
公共料金等	後納郵便料やその地域で提供を行うことができる供給者が一に限定される場合の電気、ガス、水道または電話料金
書籍等	再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入
その他	上記の分類項目によらないもの

人件費削減計画及び削減実績

本学の財政運営の基盤となる運営費交付金は、効率化係数の影響等により年々厳しい状況となり、加えて、「行政改革の重要方針（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）」により総人件費改革の実行計画を踏まえた人件費削減の取り組みが求められたところである。

このような厳しい状況の中で、本学においては、人件費の抑制・削減に向けた「平成 21 年度までの雇用計画」を策定するとともに、同雇用計画及び運営費交付金・自己収入の状況を勘案し、計画的・効率的な財政運営を行うため「平成 21 年度までの財政計画」を作成し、平成 18 年 6 月 21 日開催の第 20 回役員会において決定した。

平成 18 年度における人件費削減計画及び削減実績は以下のとおりである。

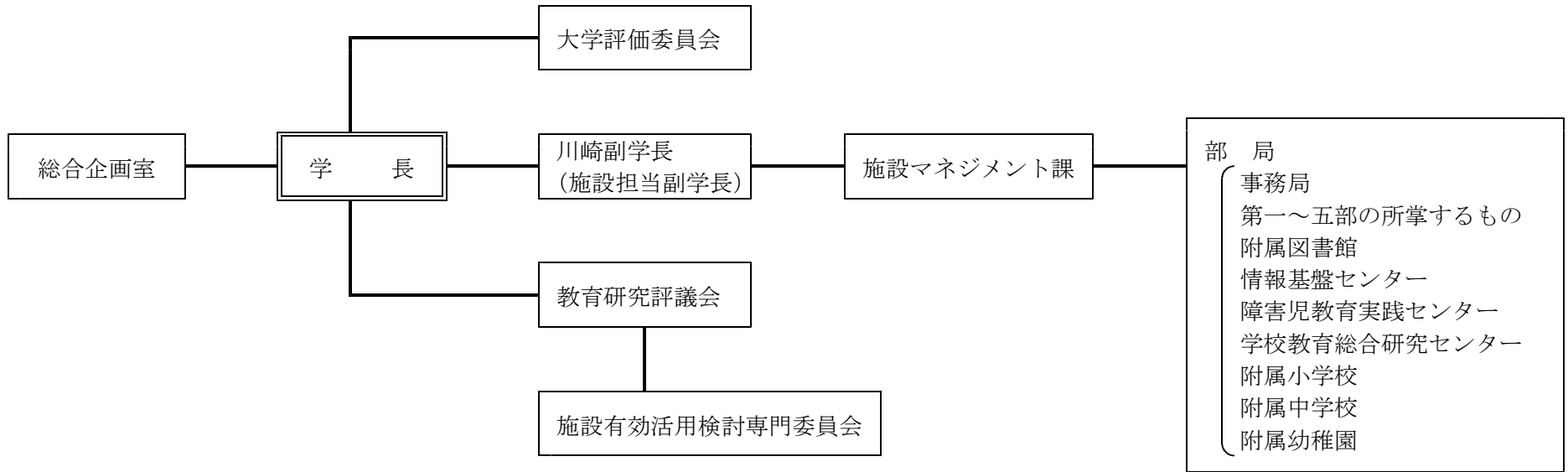
【削減計画】

総人件費改革の実行計画を踏まえ、概ね 7 % の人件費の削減を図る。

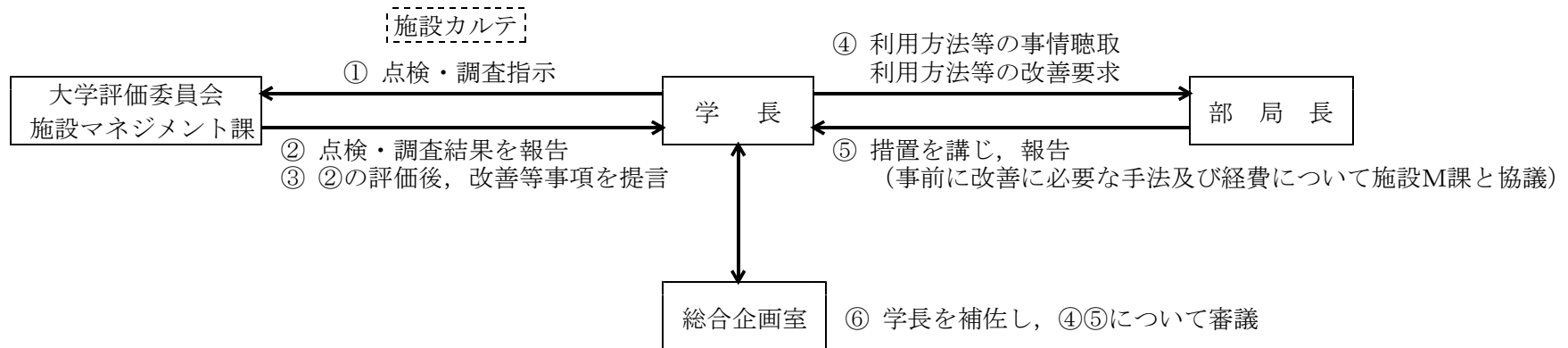
【削減実績】

平成 17 年度人件費予算相当額（27 億 3 百万円）の概ね 12.9 %（3 億 48 百万円）の人件費を削減した。

国立大学法人上越教育大学施設マネジメント実施体制



【「国立大学法人上越教育大学施設有効活用規程」による点検・評価フロー】



[施設マネジメント計画(リニューアル及び営繕関係)]

平成19年3月作成

凡例

文科省へ概算要求予定

営繕要求予定

学内予算措置

学内予算措置予定

※年度計画は毎年見直しを行う。

事項	主な内容	特記事項	第Ⅰ期中期目標・中期計画			第Ⅱ期中期目標・中期計画					備考		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		平成27年度	
教育研究支援	講義室等空調整備(暖房設備含む)	・講義棟						暖房					
		・第2講義棟									暖房		
		・人文棟		空調電源増設	1階空調	2階空調	3階空調	低層2階空調					
		・自然棟				暖房							
		・院生室	空調機15台	空調機12台									
		・その他			学教暖房	実+暖房校主管	音+人暖房	因暖房	美暖房	体+ス暖房	幼+障暖房		
	講義室等内部整備	・校舎改修(施設有効活用)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		・図書館			実験棟鍵取替	学教給水		増築1,440㎡	改修3,120㎡				
		・その他						大学会館増築830㎡					
	トイレ改善整備	・便所改修			学教	自+実	人+音	講+第2講	美	体+ス	障		
	バリアフリー対策	・身障者用エレベータ改修			講(新設)	自	人	因					
		・出入ロースロープ自動ドア等設置	講義棟外部スロープ			大学会館自動ドア等		段差解消					
	屋外運動施設整備	・テニスコート		クレート6面改修									H21ときめき新潟国体練習場として使用するため
		・野球場			土壌改良								
		・陸上競技場							○				
・その他											緑の小道整備		
学生サービス	交流スペース整備	・大学会館等	食堂内装		国流改修1,130㎡			大学会館給水				食堂備品(テーブル等)	
		・屋外(植栽、ベンチ)	緑地整備	緑地整備	緑地整備	緑地整備	緑地整備	緑地整備	緑地整備	緑地整備	緑地整備		
	支援スペース整備	・学生宿舎等		OHG第2暖房		KJC暖房	暖房宿舎主管	DML第1暖房		EFN暖房			
	福利厚生施設等の整備	・大学会館	大学会館便所										食堂備品含まず
・空調等整備							大学会館暖房	プール棟改修			課外活動施設		
建物機能維持	屋上防水改修等	・屋上防水改修	本城職員住宅			山屋敷職員宿舎	廃水処理施設						
		・屋外避難階段塗装				共同溝架台							
法規制への対応及び安全性の確保	照明整備	・外灯整備					35本改修		35本改修		36本改修		
		・換気設備改修				自+実				ス			
	実験室等の安全整備	・非常放送設備改修			非常放送改修								
		・耐震対策	体育館はH18補正事業予算措置済み	体育館及び小体育館耐震改修	講堂耐震改修								
		・アスベスト対策		気中濃度測定	OHG第2共用室								
		・衛生維持管理		附小動物排せつ処理施設取替	附小給食堂改修							附小厨房機器取替	
・赤水対策		人文棟高置水	受水槽取替	自+実	人+音	講+第2講	美	体+ス	障				
潤いのある環境づくり	屋外環境整備	・中庭等整備	中庭整備										
		駐車場等整備	・駐車場整備										
	・駐輪場整備												
	案内表示板等整備	・案内板設置											
		・建物名称設置											
	省エネ対策	・照明の自動制御(便所人感センサー)		体	音	美	自						
・省エネ対策				空調デマンド制御増設	中央監視更新								
地域開放等	・施設整備							講堂暖房改善					
営繕関係	営繕関係等	・修繕	学生宿舎内装	学生宿舎内装	西城宿2号外装								

凡例 自:自然棟 人:人文棟 講:講義棟 第2講:第2講義棟 実:実験棟 音:音楽棟 美:美術棟 体:体育棟 ス:スポーツ科学 障:障害児教育実践センター
 図:図書館 学教:学校教育総合研究センター

施設有効活用に当たってのスペースの取扱い検討結果

施設有効活用検討専門委員会

【基本方針】

大学の管理運営に臨機応変に配置替え等が可能となるように、大学直接管理のスペースを可能な限り確保する。

【原則】

従来の講座・分野等の配分面積等は、0からのスタートとして検討する。
暫定対応として、院生研究室のみ従来の面積を基本に算定する。

【スペース区分】

スペース区分については、次の3区分とする

このことにより、今まで講座や分野が管理して共通使用していたスペース区分を廃止する。

1 大学管理スペース

- ・大学が直接管理して使用するスペース

2 教員貸与スペース（貸与している期間は、教員管理）

- ・大学が教員個人又は複数教員に貸し出すことにより使用できるスペース
- ・1以外の全てのスペース
- ・教員貸与スペースは、以下の2種に分かれる。

a 教員研究スペース

- ・教員研究室として、教員1名に対し1室を無償で貸与する。

b チャージスペース

- ・教員個人または複数教員がスペースチャージ制により一定期間使用するスペース

3 学生（大学院学生・学部学生）スペース

- ・大学院生研究室及び学部学生控室の在り方については、今後検討が必要。

平成19年3月16日

学生のみなさんへ

教育支援課

自習室としての講201教室開放について（お知らせ）

講義棟201教室については、平成18年8月17日から下記のとおり自習室として開放しているところですが、休業期間（春・夏・冬）中の使用可能時間帯を拡大しましたので、図書館閉館後など有効に使用してください。

記

1 使用可能時間帯

平日 19:35～22:00

土,日,祝日,休業期間 8:30～22:00

- ・当該時間帯に行事等で使用される日を除きます。
- ・附属図書館が開館・冷暖房している時間帯にのみ冷暖房が入ります。
（土,日,祝日,休業期間中の冷暖房は17:00で止まります。）

2 使用上の注意

『教室使用上の注意』によるものとし（ただし、施設等使用願の提出は不要）、特に、最後の退出者は、窓の施錠、消灯を必ず確認してください。

上越教育大学施設・設備維持管理年度計画表(平成18年度～平成27年度)

※年度計画は毎年見直しを行う。

事 項		主な内容	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
教育研究支援	講義室等内部整備	校舎	校舎改修	校舎改修	校舎改修	校舎改修	校舎改修	校舎改修	校舎改修	校舎改修	校舎改修	校舎改修	
		図書館						図書館改修	図書館改修				
	トイレ改善整備	便所改修				学教センター	自然棟 実験棟	人文棟 音楽棟	講義棟 第2講義棟	美術棟	体育棟 スポーツ実験棟	特別支援教育センター	
建物機能維持	屋上防水改修等	屋上防水改修	本城住宅3号棟 本城住宅5号棟	本城住宅1号棟 本城住宅2号棟 本城住宅4号棟 本城住宅6号棟				山屋敷宿舎	廃水処理施設				
		屋外避難階段塗装					共同溝架台						
		非常用設備改修	非常用発電機改修										
法規制への対応及び安全性の確保	照明設備	外灯整備						外灯整備		外灯整備		外灯整備	
	実験室等の安全整備	換気設備改修					自然棟 実験棟				スポーツ実験棟		
		非常放送設備改修			非常放送改修								
		耐震対策	耐震診断(完了)										
			附小体育館耐震改修	体育館・小体育館耐震改修			講堂耐震改修						
		アスベスト対策	学生宿舎改修	気中濃度測定	学生宿舎改修								
		衛生維持管理		附小動物排せつ処理施設取設									
赤水対策	赤水調査		人文棟高置水槽	受水槽	自然棟 実験棟	人文棟 音楽棟	講義棟 第2講義棟	美術棟	体育棟 スポーツ実験棟	特別支援教育センター			
潤いのある環境づくり	省エネ対策	照明の自動制御(便所人感センサー)	実験棟	体育棟	音楽棟	美術棟	自然棟						
	省エネ対策			空調デマンド制御増設	中央監視更新								
営繕関係	営繕関係等	修繕	学生宿舎内装	学生宿舎内装	学生宿舎内装	西城宿舎外壁							

平成18年度上越教育大学施設・設備維持管理計画表

区分	件名	実施時期及び回数
保全業務	構内電話交換機設備保全業務	年間
	防災設備保全業務(北城宿舎防排煙制御設備点検含む)	年間
	生活排水処理施設保全業務	年間
	昇降機設備保全業務	年間
	附属学校小荷物専用昇降機保全業務	年間
	高圧受変電設備保全業務	年間
	設備監視装置保全業務	年間
	デマンド管理空調制御装置メンテナンス	年間
	空調設備保全業務	5/12～11/24
	受水層・高置水槽設備保全業務	8/7～9/25
	ボイラー・圧力容器保全業務	8/4～9/20
	消雪設備保全業務	11/30～3/22
	PH処理設備保全業務	12/13～1/31
	暖房用ボイラー乾燥保管処理	年間8回
	実験廃液等処理処分費	1/15～3/28
	生活排水処理施設汚泥搬出処理	年間11回
	消火器更新	6月
点検	冷温水発生機点検	5/30～6/26, 11/2～11/20
	プールろ過機保守点検(大学)	5月～10月
	ドラフトチャンパー分解整備	2/6～3/23
	暖房ボイラー運転業務	11/15～3/31
	暖房ボイラー事前事後整備	4月事後整備・11月事前整備
	講堂舞台装置点検	9月, 2月
	学生宿舎給湯ボイラー運転および冷温水発生機点検業務	年間
	屋上防水点検・整備等	4月～12月
調査	赤水調査	11月ウォータークーラー調査
	耐震診断	音楽棟, 体育棟, 大学会館, 人文低層棟, 設備機械棟, 学生宿舎男子1・2棟, 学生宿舎女子1・2棟, 第1共用棟, 職員宿舎(山屋敷, 西城, 本城, 北城)
	建物安全調査	10/30～11/29
校地維持	構内緑地維持管理	芝管理・樹木維持・伐採・剪定
	害虫(蟻・スズメバチ等)駆除	4件
	雪囲い(山屋敷・西城・本城)	11月末
法定検査	構内総合排水水質分析	10/13
	簡易専用水道検査	10/13～11/17
	浄化槽法11条検査	12/20
	ばい煙濃度測定	8月, 1月
	建築基準法第12条検査	8/25, 1/23, 2/21, 3/2

上越教育大学職員宿舎関係工事予定表

No.	建物名称	建築年	構造	面積	改修年度		H18	H19	H20	H21	H22	予定理由	備考
					防水								
1	西城宿舎 1 号棟	S55	R3	812	防水 外壁	H13 H17						改修完了	
2	西城宿舎 2 号棟	S55	R3	717	防水 外壁	H13				↔		結露対策	
3	北城宿舎	S56	R3	1,341	防水 外壁	H15			↔			結露対策	
4	山屋敷宿舎	S56	R5	1,814	防水 外壁	H 8					↔	結露対策	
5	本城宿舎 1 号棟	S56	R3	1,171	防水 外壁	H15		↔				雨漏れ対策	
6	本城宿舎 2 号棟	S57	R3	826	防水 外壁	H15		↔				雨漏れ対策	
7	本城宿舎 3 号棟	S57	R3	969	防水 外壁	H15		↔				雨漏れ対策	
8	本城宿舎 4 号棟	S57	R3	826	防水 外壁	H15		↔				雨漏れ対策	
9	本城宿舎 5 号棟	S58	R3	969	防水 外壁	H15		↔				雨漏れ対策	
10	本城宿舎 6 号棟	S57	R3	826	防水 外壁	H15		↔				雨漏れ対策	

上越教育大学耐震診断業務予定表

No.	建物名称	建築年	構造	面積	H12	H15	H16	H17	H18	備考
	人文棟（高層）	S56	R8	8,971	実施済					
	体育館	S57	S1	1,404		実施済				
	自然棟	S58	R8	6,244			実施済			
	小体育館	S57	R2	1,215			実施済			
	本部事務局	S58	R3	2,018			実施済			
	講堂	S63	R1	1,079				実施済		
	講義棟	S56	R3	2,172				実施済		
1	音楽棟	S56	R5	2,635					↔	
2	体育棟	S57	R4	1,609					↔	
3	大学会館	S56	R2	2,093					↔	
4	人文（低層棟）	S56	R2	944					↔	
5	設備機械棟	S56	R2	688					↔	
6	学生宿舎男子1棟	S56	R5	1,405					↔	
7	学生宿舎女子1棟	S56	R5	1,831					↔	
8	学生宿舎男子2棟	S56	R5	1,087					↔	
9	学生宿舎女子2棟	S56	R5	2,114					↔	
10	第1共用棟	S56	R1	463					↔	
11	山屋敷職員宿舎	S56	R5	1,814					↔	
12	西城職員宿舎1号棟	S55	R3	812					↔	
13	西城職員宿舎2号棟	S55	R3	717					↔	
14	本城住宅1号棟	S56	R3	1,171					↔	
15	北城職員宿舎	S56	R3	1,341					↔	

環境保全対策への取組状況

省エネルギー対策の推進や温室効果ガス排出削減等の環境安全対策の取組状況については、以下のとおりである。

- 平成 16 年度から本学のエネルギー消費量調査を行い、各団地の消費量をまとめるとともに、掲示を行い、省エネルギーに努めるよう働きかけの実施
- 夏のクールビズ、冬のウォームビズの推進
- 空調機器の温度設定の管理を徹底させるポスターの掲示、教職員情報共有システムによる周知
- 全学的な冷暖房期間の短縮、夏期一斉休業の実施による経費の節減
 - ・ 冷暖房期間の短縮
 - 冷房：平成 17 年度より 21 日間短縮
 - 暖房：平成 16 年度より 17 日間短縮
 - ・ 夏季一斉休業期間 平成 18 年 8 月 14 日～平成 18 年 8 月 16 日
- グリーン購入法に基づく物品等の購入
- 空調デマンド管理制御装置による自動的な運転停止システムの稼働

平成 1 8 年度安全衛生管理年間実施計画

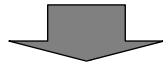
上越教育大学 (附属幼稚園を除く山屋敷地区)

活動内容	年間の実施事項	備考
教職員の危険又は健康障害防止するための措置 教職員の安全又は衛生のための教育 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置 労働災害の原因の調査及び再発防止対策 その他教職員の安全衛生に関すること	・衛生委員会の開催 (月 1 回) ・定期的な学内巡視 ・安全衛生に関する研修 ・関係諸規程等の整備 ・人間ドック等の総合的検診への参加 ・喫煙対策 ・健康保持増進計画の策定 実施 ・その他	・構内クリーンデー ・精神・身体両面の健康についての相談窓口開設

月	全国行事予定	各月の実施事項	備考
4	春の全国交通安全運動	職員健康診断 (胸部間接撮影) 化学物質取り扱いに関する留意事項の作成・配付 設備届 (クレーン, ボイラー, 第一種圧力容器) 定期自主検査 化学物質の使用量実態調査	健康状態自己診断カード (特別健康診断)
5	世界禁煙デー (WHO) 禁煙週間	職員健康診断 (胃検診) 職員健康診断 (定期)	
6	男女雇用機会均等月間 全国安全週間準備月間 危険物安全管理週間 環境週間	職員健康診断 (定期)	人間ドック (~ 11月)
7	全国安全週間	職員健康診断 (運転手業務検診, 給食従事者検診)	健康状態自己診断カード (特別健康診断)
8	電気使用安全月間 食品衛生週間		
9	全国労働衛生週間準備月間 健康増進普及月間 秋の全国交通安全運動	上越教育大学安全週間 (1 ~ 7日) 喫煙対策... 喫煙場所の再確認 健康保持増進週間	・職員レクリエーション ・実験廃棄物等の処理
10	全国労働衛生週間 体力づくり強調月間	上越教育大学労働衛生週間 (1 ~ 7日) 職員定期健康診断 (再検査, C 型肝炎抗体検査)	・健康状態自己診断カード (特別健康診断) ・防災訓練
11	秋季全国火災予防運動	衛生推進者養成講習会 (学外)	職員レクリエーション
12	年末年始無災害運動	整理・整頓・清掃・清潔 (4S) の実施 受動喫煙防止対策研修会 (学外)	
1	年末年始無災害運動	関東・甲信越地区国立大学等安全管理協議会 (学外) 職員健康診断 (VDT 作業従事者検診)	健康状態自己診断カード (特別健康診断)
2	成人病予防週間 省エネルギー月間	職員健康診断 (運転手業務検診) 衛生管理者研修 (学外)	
3	春季全国火災予防運動	職員健康診断 (給食従事者検診)	

安全の手引

◎不審者を発見したら ◎火災を発見したら
◎傷病が発生したら ◎その他の事故



直ちに下記に連絡する。

警備室 025-521-3300
学生支援課 025-521-3283
保健管理センター 025-521-3642

大学においては、様々な教育研究活動が行われており、それに携わる学生・教職員の安全確保及び実験・実習の安全管理について、最小限の知識を周知徹底しておくことは極めて重要です。教員養成系大学における実験・実習の重要性は言をまつまでもなく、本学においては、それらに関わる数多くの授業科目がカリキュラムの中に取り入れられています。しかしながら、一方で実験・実習中の安全を確保することも重要な課題です。

これまでにも、本学においては事故や災害への対策が個々に講じられてきました。それらを取りまとめ、全学共通の理解を図るとともに、教育研究活動中の安全を確保し、万一の事故や災害が発生した場合には速やかに適切な対処ができることを目的に、この小冊子「安全の手引」を作成いたしました。

火災や傷病発生時の緊急連絡先、災害予防や防犯に関する一般的心得、実験・実習時の心得等についても新しい情報も含めて記載されています。

また、付録として、学生教育研究災害障害保険等についても触れています。

この「安全の手引」が本学学生や教職員によく理解され、各人の安全管理の意識が高まり、事故や災害が未然に防止できることを心より願っております。

平成19年3月
教務委員会委員長

平成19年3月

上越教育大学

目 次

まえがき

第1章 災害予防に関する一般的心得	1
1 登校（庁）時に心がける事項	1
2 退校（庁）時に心がける事項	1
3 研究室，実験室，ゼミ室等において心がける事項	1
4 実験中に心がける事項	2
5 学生宿舎において心がける事項	2
6 教職員が心がける事項	2
第2章 火災・地震災害等	3
1 火 災	3
2 地 震	6
3 学生宿舎における防火・防災について	6
第3章 防犯に関する一般的心得	8
1 インターネットトラブル	8
2 悪質商法	9
3 ストーカー	10
第4章 応急処置	12
1 手当の方法	12
2 人工呼吸・心臓マッサージ	17
第5章 実験・実習時の心得	21
1 理科における実験・実習時の心得	21
2 機械（器）の取扱い	22
3 被服学実験	26
4 被服実習	29
5 食物学実験	29
6 調理実習	29
7 危険薬品一覧表	30
第6章 付 録	32
● 学生教育研究災害障害保険	32
● 学研災付帯賠償責任保険	33

安
全
手
帳

CONTENTS

山屋敷地区避難場所 2

🔥 火災発生の際の処置 4

🏠 地震発生の際の処置 6

☎️ 無言電話・わいせつ電話・脅迫電話 8

🩸 課外活動時の大出血 10

🔪 盗 撮 12

🏠 構内で傷病人発見! 14

緊急・困ったときは 16

山屋敷地区避難場所



注) 避難場所は斜線箇所です。
災害発生時には最寄りの場所へ避難してください。

🔥 火災発生の際の処置

① あわてず、おちついて「火事だ! 火事だ!…」と大声で知らせる。

② 可能ならば初期消火に努める。

③ 廊下に設置されている火災報知器のボタンを押して火災発生を知らせるとともに、消火栓ポンプを作動させて消火作業を行う。

④ 火勢が強く消火が困難な場合には、速やかにその場を退避する。

1) 火元の器具等の元栓を閉じるとともに、実験装置などのスイッチを切り、元栓を閉じて、近くにある消火器で消火に努める。

2) 衣類などに火が着けば、直ちに水をかぶること。あるいは床に転がり消火を試みる。

3) 燃えやすい物を火元から遠ざける。

学生宿舎の火災時の対応について

① 火災が発生したら、「火事だー」と大声で回りに知らせる。火災報知器を押し、ベルを鳴らす。

② 消防署に通報(119番)
平日の昼間は宿舎事務室
(宿舎内線 5005 外線 521-3288)
夜間・休日は警備室
(宿舎内線 5003 外線 521-3300)

③ 可能ならば消火器・消火栓を用いて初期消火に努める。

④ 放送に従い最寄りの避難場所(p.2-3)に避難。

地震発生の際の処置



① 使用中の火気、危険薬品等を処置する。



② 丈夫な机などの下にとりあえず避難する。倒れやすい物には近寄らない。



③ 火災が発生したら、周囲の人に知らせ初期消火に努める。



④ けが人が出たら救助に努める。



⑤ 不用意に戸外に避難しないこと。避難は周囲の状況をよく見て判断すること。エレベーターは使わない。

無言電話・wiseつ電話・脅迫電話



無言電話
「……」
wiseつ電話
「K020□□-させろ」
脅迫電話
「○○万円出さない
××するぞ」



まず、記録メモ

着信履歴などを基に、日時・電話内容(相手が出た言葉などを正確に記載する。相手の電話番号など。)
※記録メモは、後で警察や弁護士などに相談するときの重要な資料となる。

無言電話・wiseつ電話の場合 電話会社と相談し、いたずら電話警道サービスを受けろ。



いたずら電話警道サービスをお願いします。

あまりにひどい場合は、記録メモを持って警察へ相談する。

困っています。

※上越警察署TEL025-521-0110
※なお、警察に相談した場合は、学生支援課(521-3283)に連絡してください。



脅迫電話の場合

記録メモを持って警察や弁護士に相談する。

※脅迫は重大な犯罪です。記録メモを持って警察や弁護士に相談しましょう。

※上越警察署 TEL 025-521-0110
新潟県弁護士会相談窓口 TEL 025-222-3765
有料 30分5,250円(要予約)
上越市役所弁護士の法律相談 TEL 025-526-5111
無料(要予約)

※なお、警察に相談した場合は、学生支援課(521-3283)に連絡してください。



犯罪は、絶対許さない!

勇気を持って行動しましょう!

課外活動時の大出血



体内の血液の20%が失われると出血性ショックという重い状態となり、30%を失うと生命に危険を及ぼす。
・体重50kgの人の20%の血液量=50kg×1/13×0.2=約0.77kg
・衣服や床面に付着した血液の推定出血量=約0.1kg/30cm角
・出血性ショックになると、「目はずろろ」「呼吸は速く強い」「顔は蒼く白い」「冷や汗」「唇が紫又は白色(チアノーゼ)」「体の震え」「皮膚は青白く冷たい」という症状になる。



まず救急車の手配と止血手当ての準備をする。

〇〇さんは救急車を呼んできて

〇〇さんは、止血に必要なきれいなタオルとゴム手袋又はスパーのビニール袋を緊急持ってきて



直接圧止血法による止血手当をする。

・止血手当てを行うときは、感染防止のため、血液に直接触れないようにする。
・片手で止血しない時は、両手で体重をのせて圧迫する。
・出血性ショックがある場合は、ベルト等をゆるめ、毛布又は衣服をかけて保温し、声をかけて元気づける。



直接圧止血法で止血されない場合は、手足に限りて止血帯法による止血手当をする。

けが人の傷口の心臓に近い右腕上部に白い布を結んで押を入れて止血されるまで貼り、押を動かさないように固定し、「止血○割○分」のマークを入れる。

・止血帯は、3cm以上の幅の広いものを用いる。
・30分以上続ける場合は、30分に1回止血帯をゆるめ、血液の再凝固を防ぎ、出血が止まっていれば再び固定して、止血開始時間を記入する。



救急車到着

〇〇時から止血しています。

出血性ショックは無いようです。



盗撮

不審者発見!
女子学生を盗撮している!!



こういう時直接声をかけると危険なのよねー



盗撮者等、不審者を見かけたらまずは、警備室か学生支援課へ連絡してください。

警備室へ連絡(521-3300)
学生支援課へ連絡(521-3283)

変な人がいます。盗撮しているみたいで…



立ち去る不審者の後をついたら危険です。報告を優先してください。

盗撮を終えて帰るみたいです。特徴は…

構内で傷病人発見!

人が倒れています。



大丈夫
ですか!

どうしましたか



意識があれば…

- ・怪我なのか病気なのか確認。
- ・容態に応じて手助けできる事がないが判断する。
- ・保健管理センターへ運ぶ。
- ・救急車を要請する。など

意識がなければ…

救急車を呼んでください。
(119番通報)
保健管理センターへ
知らせてください。
(521-3642)



AEDを
持ってきて
ください。

**心肺蘇生をしながらAED到着
を待つ。**



① 気道確保、呼吸の
有無を確認。
・見る・聞く・感じる

② 2回息を吹き込み、
循環のサインを確認。
循環のサインが無ければ、
息・咳・体動無し。

③ 心臓マッサージ
1分間に100回の速さで。

緊急・困ったときは…

- 警備室 …………… 宿舎内線 5003
外線 521-3300
- 宿舎事務室 …………… 宿舎内線 5005
外線 521-3288
- 学生支援課 …………… 宿舎内線 5002
外線 521-3283
- 上越警察署 …………… 025-521-0110
- 新潟県弁護士会相談窓口 …………… 025-222-3765
有料 30分5,250円(要予約)
- 上越市役所弁護士の法律相談 …… 025-526-5111
無料(要予約)

※注意 宿舎内線 …………… 宿舎内からのみ通話可能

平成18年度防災訓練実施一覧

大学

10月11日(水) 地震を想定した防災訓練(避難、通報、誘導、消火、救護等)
13:15~15:15

赤倉野外活動施設

9月7日(木) 地震を想定した 避難、誘導、通報、消火訓練
15:00~15:30

3月2日(金) 地震を想定した 避難、誘導、通報、消火訓練(2回目 予定)
15:00~15:30

学生宿舎

6月7日(水) 世帯用学生宿舎及び国際学生宿舎 防災訓練
13:40~14:30

11月8日(水) 単身用学生宿舎火災避難訓練及び初期消火訓練
13:00~14:00

学校教育総合研究センター

10月4日(水) 地震発生を想定した避難訓練
10:30~11:00

附属小学校

【4月25日(火) 不審者の侵入を想定した避難訓練】(防犯)
14:10~14:40

9月7日(木) 上越警察署の立ち会いのもと実施した
火災発生を想定した避難訓練
14:45~15:15

1月25日(木)(予定) 地震発生を想定した避難訓練

附属中学校

5月2日(火) 火災発生を想定した避難訓練
14:40~15:30

9月19日(火) 上越消防署の立ち会いのもと実施した
地震発生を想定した避難訓練
14:30~15:20

附属幼稚園

6月6日(火) 火災発生を想定した避難訓練
10:00~10:30

7月7日(金) 火災発生を想定した避難訓練
10:00~11:00

9月14日(木) 上越消防署立ち会いのもと実施した
地震発生を想定した避難訓練
10:00~10:30

【12月5日(火) 不審者対応の避難訓練】(防犯)

1月19日(金)(予定) 13:00~13:30 上越警察署の立ち会い指導
火災発生を想定した避難訓練(降雪時期)
10:00~10:30

2月21日(水)(予定) 火災発生を想定した避難訓練(降雪時期)
11:00~12:00

○上越教育大学の研究活動における行動 規範上越教育大学共同研究取扱規程

(平成19年3月13日)
規程第9号

上越教育大学の研究活動における行動規範及び不正行為への対応に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、上越教育大学(以下「本学」という。)の研究活動における不正行為を防止するため、本学において研究に携わる者の行動規範及び不正行為が指摘された場合の措置等について必要な事項を定めることを目的とする。

(研究活動の基本姿勢)

第2条 本学は、学問の自由の下に、研究者の自主的かつ創造的な研究活動を導び、研究成果が人類の平和的発展や福祉・文化の向上に寄与する一方で、人類のさまざまな営みや世界観に多大な影響を与えることを常に認識し、研究の目的、方法、内容及び結果をたえず自省しなければならない。

2 本学は、研究活動を自ら点検し、これを社会に開示するとともに説明責任を果たさなければならない。

3 本学は、研究活動の不正行為について学術研究の信頼保持のために厳正な態度で臨まなければならない。

(研究者の行動基準)

第3条 本学において、研究に携わるすべての者は、研究者としての誇りと使命を自覚し、研究活動において不正行為を行わない、関与しないことはもとより、高い倫理観をもって研究活動の透明性と説明性を自律的に保証するよう努めなければならない。

2 指導的立場に立つ研究者は、研究活動の実施に際して、若手研究者及び学生に対し、常に研究活動の本質及びそれに基づく研究作法や研究者倫理に関する事項を指導することにより、研究に対する国民の信頼を堅持しその負託に応じなければならない。

(用語の定義)

第4条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 研究活動 先人達が行った研究の諸業績を踏まえた上で、観察や実験等によって知り得た事実やデータを素材としつつ、自分自身の省察・発想・アイデア等に基づく新たな知見を創造し、知の体系を構築していく行為をいう。

(2) 捏造 存在しないデータ・研究結果等を作成することをいう。

(3) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。

(4) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用することをいう。

(対象となる研究活動の不正行為)

第5条 この規程において、研究活動の不正行為(以下「不正行為」という。)とは、次の各号に掲げる行為をいう。

(1) 捏造

(2) 改ざん

(3) 盗用

(4) 第1号から第3号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害

(不正行為に該当しない行為)

第6条 この規程において次に掲げる行為は、不正行為に該当しない。

(1) 悪意のない誤り(科学的に適切な方法により正当に得られた研究成果が結果的に誤りであった場合を含む。)

(2) 意見の相違

(対象となる研究資金)

第7条 この規程において不正行為の対象となる研究資金は、研究者が当該不正行為に係る研究活動を行うに際して費消したすべての研究資金とする。

(対象となる研究者)

第8条 この規程の対象となる研究者は、本学において研究に携わるすべての者をいい、常勤及び非常勤の別並びに本学からの給与支給の有無を問わない。また、学生及びポストドクター等も含むものとする。

(研究活動の不正行為対策委員会の設置)

第9条 学長は、不正行為への対応及び防止策を審議するため研究活動の不正行為対策委員会(以下「対策委員会」という。)を設置する。

第10条 対策委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 不正行為を指摘された研究活動に関する事実関係の解明に関する事項

(2) 不正行為防止対策に関する事項

(3) その他学長が必要と認めた事項

第11条 対策委員会は、次の各号に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織する。

(1) 学長が指名した副学長

(2) 学術研究委員会委員長

(3) 各部から選出された教授各1人

(4) 学外有識者のうちから学長が指名した者

(5) その他学長が指名した者若干人

2 学長は、前条第1号の審議を行う場合は、当該研究分野の専門知識を有する学外の者及び第17条第3項に掲げる予備調査委員会委員長を加えることとする。

第12条 前条第1項第3号から第5号及び第2項に掲げる委員は、学長が委嘱する。

2 前条第1項第3号から第5号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第2項の委員の任期は、その都度学長が定める。

第13条 対策委員会に委員長を置き、学長が指名した副学長をもって充てる。

2 対策委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

- 第14条** 対策委員会委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 2 対策委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。
- 3 議決を要する事項については、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 対策委員会委員は、自らが関与又は利害関係にある事案の審査には加わることができない。
- 5 対策委員会委員長は、必要があると認められるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。
(告発)
- 第15条** 不正行為の疑いが存在すると思料する者は、原則として口頭又は書面による告発を、第29条に定める受付窓口において行うことができる。
(告発の受理・不受理、通知)
- 第16条** 学長は、別に定める要件に従い前条による告発の受理又は不受理を速やかに決定する。
- 2 学長は、告発の受理又は不受理を決定した場合には、対策委員会委員長及び告発をした者(以下「告発者」という。)にその旨を通知する。
(予備調査)
- 第17条** 前条に基づく告発の受理が決定された場合には、対策委員会委員長は、告発内容の合理性、調査可能性等について調査を行うため、予備調査委員会を設置する。
- 2 予備調査委員会は、対策委員会委員長が指名する対策委員会委員若干人及び被告発者が所属する部局の長又は学長が指名した者(以下「部局の長等」という。)をもって組織する。
- 3 予備調査委員会に委員長を置き、部局の長等をもって充てる。
- 4 予備調査委員会は、速やかに予備調査を開始し、告発の受理後30日以内に予備調査の概要、本調査の必要性の有無についての判断根拠を記載した調査結果を対策委員会に報告する。
- 5 対策委員会は、前項に基づく予備調査委員会からの報告を精査し、その結果を学長に報告する。
(本調査の決定)
- 第18条** 学長は、前条第5項による調査結果の報告を受け、本調査を行うか否かを決定する。
(本調査)
- 第19条** 対策委員会は、本調査を行うことが決定された場合には、30日以内に第2項に掲げる本調査を開始する。
- 2 対策委員会は、本調査開始後、150日以内に次の各号に掲げる調査結果をまとめ、学長に報告する。
- (1) 不正行為が行われたか否か。
- (2) 不正行為が行われたと認められた場合は、その内容、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認められた研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割

(3) 不正行為が行われなかったと認められた場合は、告発が悪意に基づくものであるか否か。

- 3 対策委員会は、前項第3号の調査を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

(不正行為に関する認定)

- 第20条** 学長は、前条第2項による調査結果の報告を受け、不正行為に関する認定を行う。ただし、学長が必要と認める場合は、教育研究評議会の意見を聴くことができる。
(認定の通知)

- 第21条** 学長は、前条による不正行為に関する認定を行った場合は、速やかにその旨を次の各号に掲げる者に文書で通知する。

(1) 告発者及び被告発者(被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。)。ただし、被告発者が本学の職員でない場合には、これらに加え被告発者が所属する機関

(2) 当該事案に係る研究に対する資金を配分した機関

- 2 学長は、告発が悪意に基づくものと認定を行った場合、告発者が所属する機関に通知する。

(不服申立て)

- 第22条** 不正行為が行われたと認定された被告発者又は告発が悪意に基づくものと認定された告発者(被告発者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。この場合の認定については、第19条第3項を準用する。)は、別に定める期間内に、不服申立てをすることができる。ただし、この期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 不服申立てに係る審査は、対策委員会が行う。

(研究資金の返還・執行停止等)

- 第23条** 学長は、不正行為が行われたと認定を行った研究活動に係る公的研究資金については、不正行為の重大性、悪質性及び不正行為の関与の度合に応じて全額又は一部を返還させる

- 2 学長は、研究資金の交付中に不正行為が行われたと認定を行った研究活動に係る公的研究資金については、不正行為の重大性、悪質性及び不正行為の関与の度合に応じて執行停止を命ずる。

- 3 学長は、不正行為が行われたと認定された論文等の取下げを勧告する。

(研究資金への応募資格の停止等の措置)

- 第24条** 学長は、不正行為が行われたと認定を行った場合は、研究資金への応募資格の停止等の措置を講ずる。

(懲戒)

- 第25条** 学長は、第20条に基づき認定した不正行為が懲戒理由に該当する場合には、国立大学法人上越教育大学職員就業規則(平成16年規則第10号)、その他規則等の定めるところにより手続きを行う。

(調査結果の公表)

- 第26条** 学長は、不正行為が行われたと認定を行った場合は、速やかに調査結果を公表

○上越教育大学の研究活動における不正行為への対応に関する取扱細則

(平成19年3月13日)
(細則第7号)

上越教育大学の研究活動における不正行為への対応に関する取扱細則

(目的)

第1条 この細則は、上越教育大学の研究活動における行動規範及び不正行為への対応に関する規程(平成19年規程第9号。以下「規程」という。)の施行について必要な事項を定める。

(告発の受理・不受理の要件)

第2条 規程第16条に定める告発の受理又は不受理は、次の各号に掲げる要件により決定する。

- (1) 告発は、原則的として、顕名により行われ、研究活動の不正行為(以下「不正行為」という。)を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的合理的理由が示されていると判断されるものを受理する。
- (2) 匿名による告発があった場合、その内容が前号と同様のものであると判断されるときは、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- (3) 告発された事案について、本学が調査を行うべき機関に該当しないときは、該当する研究機関等に当該告発を回付する。また、本学の他にも調査を行う研究機関等が想定される場合は、該当する機関に当該告発について通知する。
- (4) 報道や学会等の研究者コミュニティにより不正行為の疑いが指摘された場合は、匿名による告発があった場合に準じて取り扱う。
- (5) 文部科学省等資源配分機関による調査の求めがあった場合は、匿名による告発があった場合に準じて取り扱う。
- (6) 告発の意志を明示しない相談については、学長はその内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、当該事案の調査を開始することができる。
- (7) 不正行為が行われようとしている又は不正行為を求められているという告発・相談については、学長はその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に警告を行う。

(予備調査)

第3条 規程第17条に定める予備調査は、告発された行為が行われた可能性、告発の際示された合理的理由の論理性、告発された研究の公表から告発までの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験材料・試薬など研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間を超えるか否かなど告発内容の合理性、調査可能性等について行う。

する。

(守秘義務)

第27条 調査関係者は、調査及び審議により知りうることできた秘密を漏らしてはならない。

(告発者等の保護)

第28条 学長は、告発者に対して、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発を行ったことを理由に、解雇や配置転換、懲戒処分、降格、減給等を行ってはならない。

2 学長は、被告発者に対して、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、研究活動の全面的な禁止又は解雇若しくは配置転換、懲戒処分、降格、減給等を行ってはならない。

(受付窓口の設置)

第29条 学長は、不正行為に関する告発や情報提供に対応するための受付窓口を設置する。

(1) 受付窓口の責任者は、学務部長とする。

(2) 受付窓口の責任者は、告発や情報提供があった場合は学長及び対策委員会委員長へ通知する。

(防止のための取り組み)

第30条 学長は、不正行為の予防のために、教員に対して研究倫理に関する教育や啓発等、研究者倫理の向上のための所要の措置を講ずるものとする。

(事務の処理)

第31条 対策委員会の事務は、学務部研究連携室において処理する。

(その他)

第32条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年3月13日から施行する。

2 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発に係る予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯・事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否かの調査を行う。

(本調査の決定通知等)

第4条 学長は、規程第18条に基づき、本調査を行うことを決定したときは、その旨を対策委員会委員長へ通知すると共に告発をした者(以下「告発者」という。)及び被告発者に通知し、本調査への協力を求める。また、被告発者が本学の職員でない場合には、これらに加え被告発者が所属する機関にも通知する。

2 学長は、本調査を行わないことを決定した場合には、その旨を理由とともに告発者に通知する。また、予備調査に係る資料等を保存し、当該事案に係る研究に対する資金を配分した機関(以下「資金配分機関」という。)や告発者の求めに応じ開示するものとする。

3 学長は、本調査を行うことを決定したときは、その旨を資金配分機関に通知する。

4 学長は、本調査に当たって、告発者が了承した場合を除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないように配慮する。

5 学長は、告発者及び被告発者に、本調査を行う対策委員会委員の氏名及び所属を通知する。

(本調査)

第5条 規程第19条に定める本調査は、次の各号に掲げる方法により行う。

(1) 告発された当該研究に係る論文、実験・観察ノート及び生データ等の各種資料の精査並びに関係者のヒアリング及び再実験の要請等

(2) 被告発者の弁明の聴取

2 対策委員会は、被告発者に対し再実験などにより再現性を示すことを要請した場合、又は被告発者の自らの意志によりそれを申し出た場合は、それに要する期間及び機会を保証しなければならない。ただし、被告発者により同じ内容の申出が繰り返して行われた場合において、それが当該事案の引き延ばしを主な目的とすると、対策委員会が判断するときは、当該申出を認めない。

3 本調査の対象となる研究は、告発に係る研究のほか、対策委員会の判断により調査に関連した被告発者の他の研究も含めることができる。

(一時的措置)

第6条 学長は、本調査を行うことを決定した後、対策委員会から本調査結果の報告を受けるまでの間、告発された研究に係る研究費の支出を停止することができる。

(証拠の保全措置)

第7条 学長は、本調査を行うに当たって、告発に係る研究に関し、証拠となるような資料等の保全措置をとることができる。

2 学長は、前項の措置に影響しない範囲内において、被告発者の研究活動を制限しない措置をとることができる。

(研究又は技術上の情報の保護)

第8条 学長は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研

究又は技術上秘密とすべき情報が、本調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう十分配慮する。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第9条 被告発者は、本調査において、告発に係る疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究が科学的に適正な方法と手続にのっとって行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

2 前項の説明において、生データ、実験・観察ノート及び実験試料・試薬等の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により証拠を示せない場合は不正行為とみなされる。ただし、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由により、前述の基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りでない。また、生データ、実験・観察ノート及び実験試料・試薬等の不存在が、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間を超えることによるものである場合についても同様とする。

3 第1項の説明責任の程度及び第2項の本来存在すべき基本的な要素については、研究分野の特性に応じ、対策委員会の判断に委ねる。

(不正行為か否かの取扱い)

第10条 対策委員会は、規程第19条第2項第1号の不正行為が行われたか否かの判断を行う場合、前条第1項による説明のほか、本調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して行う。なお、被告発者の自認を唯一の証拠として不正行為が行われたと判断することはできない。

2 被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いが覆されないときは、不正行為が行われたと判断される。また、被告発者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せない場合も同様とする。

(認定の通知)

第11条 学長は、規程第21条第1項第2号に基づき資金配分機関に通知する場合、告発がなされる前に取り下げられた論文等に係る調査で、不正行為が行われたとの認定を行った場合は、取下げなど研究者が自ら行った善後措置や、その措置をとるに至った経緯・事情等をこれに付す(規程第21条第1項第1号後段の場合も同様とする。)

(不服申立て期間)

第12条 規程第22条の規定に定める不服申立て期間は、規程第21条第1項に定める文書の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内とする。

(被告発者からの不服申立て)

第13条 学長は、不正行為が行われたと認定された被告発者(被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。)から不正行為の認定に係る不服申立てがあった場合は、対策委員会委員長に通知する。

2 学長は、不正行為が行われたと認定された被告発者から不正行為の認定に係る不服申立てがあった場合は、告発者に通知する。加えて資金配分機関に通知する。不服申

立ての却下及び再調査開始の決定を行った場合も同様とする。

- 3 対策委員会は、第1項の通知を受け不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定し、学長へ報告する。
- 4 学長は、第3項の報告により不服申立てに係る再調査開始の決定を行った場合には、対策委員会委員長に通知する。
- 5 対策委員会は、前項の通知を受け被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。また、その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切る旨を通知する。再調査を打ち切った場合には直ちに学長に報告する。
- 6 学長は、第3号の報告を受け不服申立ての却下又は第5項の報告を受け再調査の打ち切りを決定した場合には、その旨を被告発者に通知する。
- 7 対策委員会は、再調査の開始後、50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、学長に報告する。
(告発者からの不服申立て)

第14条 学長は、告発が悪意に基づくものと認定された告発者(被告発者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。以下同じ。)から不服申立てがあった場合は、対策委員会委員長に通知する。

- 2 学長は、告発が悪意に基づくものと認定された告発者から不服申立てがあった場合は、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。加えて資金配分機関に通知する。
- 3 対策委員会は、第1項による通知を受けた後、30日以内に再調査を行い、速やかに調査結果を学長に報告する。
(不服申立てにかかわる認定)

第15条 学長は、第13条第7項による再調査結果の報告を受け、不服申立てにかかわる認定を行う。

- 2 学長は、前条第3項による再調査結果の報告を受け、不服申立てにかかわる認定を行う。
- 3 学長は、第1項及び第2項の認定を行う際、必要と認める場合は、教育研究評議会の意見を聴くことができる。
(不服申立てにかかわる認定の通知)

第16条 学長は、前条第1項に基づき不服申立てにかかわる認定を行った場合は、その旨を被告発者、被告発者が本学の職員でない場合には被告発者が所属する機関及び被告発者に文書で通知する。加えて資金配分機関に通知する。

- 2 学長は、前条第2項の規定に基づき不服申立てにかかわる認定を行った場合は、その旨を告発者、告発者が所属する機関及び被告発者に文書で通知する。加えて資金配分機関に通知する。
(調査資料の提出等)

第17条 学長は、資金配分機関から当該事案に係る資料の提出又は閲覧を求められた場合、本調査に支障がある等、正当な事由がある場合には、これを拒むことができる。
(不正行為は行われなかったと認定を行った場合の措置)

第18条 学長は、不正行為は行われなかったと認定を行った場合には、当該事案において不正行為が行われなかった旨を調査関係者に対して周知する。また、当該事案が調査関係者以外に漏洩している場合には、調査関係者以外にも周知するなど、不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講ずる。

- 2 学長は、不正行為は行われなかったと認定を行った場合には、本調査に際してとった第7条に定める証拠の保全措置を解除する。
(調査結果の公表)

第19条 学長は、規程第26条に基づく調査結果の公表の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、告発がなされる前に取り下げられた論文等において不正行為が行われたとの認定を行った場合は、不正行為に係る者の氏名・所属を公表しないことができる。

- (1) 不正行為に関与した者の氏名・所属
- (2) 不正行為の内容
- (3) 公表時までに行った措置の内容
- (4) 対策委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順
- (5) その他必要と判断した事項

2 学長は、不正行為が行われなかったとの認定を行った場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に漏洩していた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。公表の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 不正行為が行われなかったこと(論文等に故意によるものでない誤りがあった場合はそのことも含む。)
- (2) 被告発者の氏名・所属
- (3) 対策委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順
- (4) 悪意に基づく告発と認定したときは、告発者の氏名・所属
- (5) その他必要と判断した事項
(その他)

第20条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この細則は、平成19年3月13日から施行する。

旅費規程の見直し

「競争的資金」の不正使用防止に向けた取組み及び旅費の適正な執行とチェック体制の見直し等を図るため、平成19年度より以下のとおり旅費規程を見直した。

(1) 旅行事実の確認（チェック体制の強化）

- ① 宿泊を伴う旅行は、ホテル等の領収書添付を義務化

※ 領収書を紛失した場合の対応

大学側から宿泊したホテル等へ照会を行う。この場合に、ホテル等は、個人情報観点から、情報提供しない場合が予想されることから、大学として個人情報の提供について、教員等から事前に包括了承をいただきます。

- ② 自宅等（無料宿泊所）を宿泊所とした場合の宿泊料設定

(2) 日当、宿泊料、食卓料の定額化

- ① 職務給による支給額を廃止し、「職員等」と「役員」の2区分とする。

- ② 外国旅行については、当分の間、地域区分は現状どおりとする。

(3) その他

- ① 支度料については、その役割が終了したことから、支給しないものとする。

- ② 公用車（借上自動車を含む。）を使用した日帰り旅行については、日当を支給しない。

- ③ 「移転料」、「船賃」の職務給による支給額を廃止し、「職員等」と「役員」の2つの区分とする。

- ④ 事務職員の日額旅費については、支給額を整理し、定額化を図る。